

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和4年4月15日(金)

午前10時12分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(14名)

議長	阿久津 則 男 君	副議長	片岡 藏 之 君
	高橋 裕 子 君		猿田 正 純 君
	金長 秀 範 君		藤咲 芙美子 君
	綿引 静 男 君		三村 孝 信 君
	飯村 栄 君		関 誠一郎 君
	桜井 和 子 君		鯉 渕 秀 雄 君
	加藤木 直 君		小 坏 孝 君

欠席議員(なし)

遅刻議員(1名)

小 坏 孝 君

早退議員(1名)

鯉 渕 秀 雄 君

説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修	
副	町	長	仲 田 不二雄	
教	育	長	高 岡 秀 夫	
まちづくり	戦略課	長	小 林 克 成	
総	務	課	長	増 井 栄 一
町	民	課	長	加 藤 孝 行
財	務	課	長	雨 宮 忠 芳
税	務	課	長	佐 藤 宰
健 康 保 険	課	長	飯 村 正 則	
健 康 保 険	課	長	補 佐	潮 田 久美子

長 寿 応 援 課 長	稲 川 弘 美
福 祉 こ ど も 課 長	山 崎 栄 一
農 業 政 策 課 長	富 江 一 也
都 市 建 設 課 長	大 津 好 男
下 水 道 課 長	所 克 実
会 計 課 長 (会 計 管 理 者)	久 保 田 和 美
水 道 課 長	園 部 繁
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 瀬 浩 文
教 育 委 員 会 事 務 局 長	廣 木 仁

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
 - (1) 令和4年第1回城里町議会定例会提案事項について
- 5 閉 会

午前10時12分開会

開 会

○議長（阿久津則男君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（阿久津則男君） 本日の全員協議会は、来る4月19日に招集されます令和4年第1回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前にご協議いただくものでございます。よろしく審議のほどお願いを申し上げます。

本日の出席状況についてご報告いたします。遅刻議員、14番小塚 孝君、ほか全員出席でございます。

町長挨拶

○議長（阿久津則男君） ここで町長よりご挨拶をいただきます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和4年第1回議会定例会に提案します議案等につきまして事前に議会議員の皆様にご説明するため、全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日、全員協議会ではありますが、令和4年度一般会計、特別会計予算をはじめとする条例改正等承認2件、議案8件、報告37件につきまして担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

また、昨晚、本町の養豚場におきまして豚熱の発生が確定することとなりました。県豚熱防疫対策本部と連携し、速やかな対応に努めてまいります。

議員各位には、年度当初から多大なるご心配とご負担をおかけいたしますが、事態収束に向けてのご支援、ご協力をお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

協議事項

○議長（阿久津則男君） これより会議に入ります。

会議次第に従い会議を進めてまいりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

まず最初に、ただいま町長からも説明ございましたが、桂地区で豚熱発生ということで、先に報告26号について、担当課長、富江課長から説明がございますので、よろしくお願いをいたします。

農業政策課長富江一也君。

○農業政策課長（富江一也君） では、報告第26号でございます。ご覧願います。

令和4年度城里町新型コロナウイルス感染症対策水田活用直接支払支援金交付要綱を制定する告示でございます。

主な内容でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、国内の主食用米の需要が低下したことによる米価の下落対策といたしまして、飼料用米などの作付に対しまして、10アール当たり1万円を交付し、農家所得の維持向上を目指すものでございます。

以上、報告第26号につきましてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） ただいま説明がございました。

質問ある方。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） それでは、会議次第に会議を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

富江課長は、緊急事態発生ということで、現場に行かなくちゃならないということで、ここで退席いたします。よろしくお願いをいたします。

○農業政策課長（富江一也君） 申し訳ございません。よろしくお願いいたします。失礼いたします。

○議長（阿久津則男君） これからの説明につきましては、執行部におきましては自席で説明をお願いをいたします。

なお、ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上、ご質問いただきたいと思います。

また、新年度予算に関しましては、自己の所属する委員会所管分の質問はできませんので、よろしくお願いをいたします。

それでは、承認第3号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 承認第3号をご覧願います。

承認第3号 専決処分第3号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについてでございます。

地方税法等の一部が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、町条例の一部を改正したものでございます。

主な改正点は、住宅用地等に対して課する令和3年度から5年度までの固定資産税の減額、住宅ローン控除の延長に伴う規定の整備、所要の規定の改正を行ったものでございます。

以上、承認第3号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、承認第3号説明資料1ページから16ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） ただいま14番小坪 孝君が出席いたしました。

これより承認第3号に対するご質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、承認第4号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 承認第4号をご覧願います。

承認第4号 専決処分第4号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。地方税法施行令の一部が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、町条例の一部を改正したものです。

主な改正点は、国民健康保険税の賦課限度額の引上げを行ったものです。

以上、承認第4号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、承認第4号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより承認第4号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 高額所得者ということがありますけれども、高額所得者の金額が幾らぐらいになりますか。

○議長（阿久津則男君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 今回の改正によりまして、対象となるのは令和3年度の年収が1,135万円以上の所得者ということになっております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 35万円というと、高額所得の人数というのは、この町にどのぐらいの方いらっしゃいますでしょうか。35万円以上の、35万円……

〔「1,135万円」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤咲芙美子君） 2,100……

〔「1,135万円」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤咲芙美子君） 1,135万円ね。失礼しました。人数はどのぐらいいますか。

○議長（阿久津則男君） 保険課長飯村政則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 8番藤咲議員の質問にお答えいたします。

今回の対象者ですけれども、城里町には4月1日現在、国保世帯が1,114世帯ほどございます。そのうちの約10世帯が該当するということになっております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。この10世帯の方が金額が上がるということですね。はい。一般の方は減額でいいんですね。

○健康保険課長（飯村正則君） はい、間違いありません。

○8番（藤咲芙美子君） はい、ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第27号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第27号をご覧願います。

議案第27号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。特別職の職員の給与に関する法律及び一般職員の給与に関する法律等が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、特別職ほか職員等の期末手当について、令和4年6月支給分から引き下げるものです。

以上、議案第27号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第27号説明資料1ページから3ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第27号に対するご質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第28号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第28号をご覧願います。

議案第28号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

農業委員会委員の報酬額について、近隣市町村との均衡を図るため、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、会長、会長代理及び委員の報酬を引き上げるものです。

以上、議案第28号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第28号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第28号に対するご質問をお受けいたします。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 6番加藤木です。

農業委員さんの報酬の改正ということなんですけれども、先ほども課長のほうから近隣町村の状況に合わせてという説明ございましたけれども、近隣町村の状況はどのぐらいの金額なのかというものを、ちょっと分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 農業委員会事務局長高瀬浩文君。

○農業委員会事務局長（高瀬浩文君） 6番加藤木議員さんのご質問にお答えします。

近隣市町村の農業委員さんの報酬なんですけれども、まず水戸市なんですけれども、委員さん6万2,000円でございます。笠間市4万円でございます。小美玉市4万8,700円、茨城町が5万7,000円でございます。

次に、代理者なんですけれども、水戸市が7万円、笠間市が4万2,500円、小美玉市5万1,500円、茨城町が5万9,000円でございます。

会長なんですけれども、水戸市8万5,000円、笠間市4万6,000円、小美玉市5万4,000円、茨城町6万6,000円でございます。

以上でございます。

○6番（加藤木 直君） 分かりました。

○議長（阿久津則男君） いいですか。

○6番（加藤木 直君） はい。

○議長（阿久津則男君） 8番、どうですか。

○8番（藤咲芙美子君） 同じ質問ですので、大丈夫です。

○議長（阿久津則男君） ああ、そうですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 議案第29号から議案第34号は新年度予算となります。

先ほど申し上げましたとおり、新年度予算に関しましては、自己の所属する委員会の所管分の質問はできませんので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第29号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第29号 令和4年度城里町一般会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ100億2,800万円とするものです。

第2条、地方債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をお示しするものです。

第3条、一時借入金は、借入れの最高額を5億円とするものです。

第4条、歳出予算の流用は、各項に計上した人件費の予算額に過不足が生じた場合、同一款内で、これを経費の各項の間の流用をするものです。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1 款町税、1 項町税 8 億159万2,000円でありましたが、個人、法人町民税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2 項固定資産税 9 億7,480万7,000円でありましたが、現年課税分、滞納繰越分及び国有資産等所在地市町村交付金の現年課税分を見込んでおります。

3 項軽自動車税8,339万円でありましたが、現年課税分、滞納繰越分、環境性能割現年課税分を見込んでおります。

4 項町たばこ税 1 億1,234万3,000円でありましたが、現年課税分を見込んでおります。

5 項入湯税1,908万2,000円でありましたが、現年課税分を見込んでおります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税3,570万円でありましたが、ガソリンに係る国税の一部で、市町村に譲与される額を見込んでおります。

2 項自動車重量譲与税 1 億580万円でありましたが、重量税に係る国税の一部で、市町村に譲与される額を見込んでおります。

3 項森林環境譲与税973万円でありましたが、森林整備等に必要な地方財源を確保する観点から、市町村に譲与される額を見込んでおります。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金90万円でありましたが、預金などの利子取得に対する交付金を見込んでおります。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金660万円でありましたが、上場株式等の配当などに課税される県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金1,060万円ではありますが、株式等の譲渡益に対する県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金1,950万円ではありますが、法人事業税の一部を県が市町村に対し交付する額を見込んでおります。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金 3 億5,940万円ではありますが、消費税の一部を財源として県から市町村に交付される額を見込んでおります。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金5,500万円ではありますが、県が徴収したゴルフ場利用税の一部で、所在市町村に交付する額を見込んでおります。

3 ページになります。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金1,139万9,000円ではありますが、消費税引上げに伴う事業平準化のため県が徴収した自動車税環境性能割収入額の一部で、所在市町村に交付される額を見込んでおります。

10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金79万円ではありますが、七会地区の自衛隊施設爆破訓練場の固定資産税に相当する額を見込んでおります。

11 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金920万円ではありますが、国の減税措置に伴う地方税の減収の一部として補填される額を見込んでおります。

12 款地方交付税、1 項地方交付税38億円ではありますが、標準的な行政を行うために一定の基準により普通交付税36億5,000万円、特別交付税 1 億5,000万円を見込んでおります。

13 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金220万円ではありますが、道路交通法に定められる反則金を原資に、道路交通安全施設経費への充当財源として交付される額を見込んでおります。

14 款分担金及び負担金、1 項負担金536万3,000円ではありますが、民生費負担金で高齢者福祉費負担金、保育料負担金等を見込んでおります。

15 款使用料及び手数料、1 項使用料8,258万5,000円ではありますが、主なものは、総務使用料の光ファイバー芯線、土木使用料の町営住宅使用料を見込んでおります。

2 項手数料4,715万円ではありますが、主なものは、衛生手数料のごみ処理及び指定袋手数料を見込んでおります。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金 6 億3,677万2,000円ではありますが、民生費国庫負担金で、主なものは、児童福祉負担金を障害福祉費負担金を見込んでおります。

2 項国庫補助金 4 億8,206万6,000円ではありますが、主なものは、総務費国庫補助金と民生費国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と子育て世帯等臨時特別支援給付金給付事業費補助金を見込んでおります。

3 項委託金452万7,000円ではありますが、主なものは、民生費委託金で基礎年金等事務費交付金等を見込んでおります。

17款県支出金、1項県負担金3億5,976万6,000円ではありますが、主なものは、障害者福祉費負担金、児童福祉費負担金を見込んでおります。

2項県補助金1億7,669万4,000円ではありますが、主なものは、医療福祉費、児童福祉費、農林振興費補助金で各種補助金等を見込んでおります。

4ページになります。

3項委託金5,991万5,000円ではありますが、主なものは、総務費委託金で個人県民税徴収取扱費、参議院及び県議会議員選挙費委託金等を見込んでおります。

18款財産収入、1項財産運用収入536万円ではありますが、主なものは、不動産貸付収入を見込んでおります。

2項財産売却収入20万2,000円を見込んでおります。

19款寄附金、1項寄附金750万2,000円ではありますが、主なものは、ふるさと応援寄附金を見込んでおります。

20款繰入金、1項特別会計繰入金1,000円ではありますが、主なものは、科目設定のみであります。

2項基金繰入金5億5,287万2,000円ではありますが、各種事業推進の財源確保のため、基金繰入金を見込んでおります。

21款繰越金、1項繰越金1億円を見込んでおります。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料450万2,000円ではありますが、主なものは、町税延滞金を見込んでおります。

2項預金利子2万円を見込んでおります。

3項貸付金元利収入428万9,000円ではありますが、主なものは、自治金融融資預託金回収等を見込んでおります。

4項受託事業収入44万6,000円ではありますが、農業者年金受託事業費を見込んでおります。

5項雑入1億4,753万5,000円ではありますが、主なものは、場外車券場売場交付金、医療費返納金、学校給食費等を見込んでおります。

23款町債、1項町債9億3,240万円ではありますが、主なものは、総務債で合併特例債事業債を見込んでおります。

続きまして、歳出になります。

1款議会費、1項議会費1億816万8,000円ではありますが、人件費及び物件費等を見込んでおります。

2款総務費、1項総務管理費ではありますが、10億5,919万3,000円ではありますが、主なものは、人件費、委託料等の物件費、公共施設整備基金積立金、各種負担金、補助金、町民センター指定管理料等を見込んでおります。

2項徴税费1億6,007万2,000円ではありますが、主なものは、人件費、電算業務委託料等

の物件費を見込んでおります。

3 項戸籍住民基本台帳費6,167万円であります。主なものは、人件費、システム委託料及び使用料等の物件費を見込んでおります。

4 項選挙費4,898万2,000円あります。選挙管理委員会費、参議院議員及び県議会議員、町長選挙費を見込んでおります。

5 項統計調査費51万円あります。統計調査総務費、基幹統計費を見込んでおります。

6 項監査委員費46万1,000円あります。委員報酬等を見込んでおります。

3 款民生費、1 項社会福祉費17億9,404万7,000円あります。主なものは、人件費、住民税非課税給付金、国民健康保険及び介護保険特別会計繰出金、扶助費、後期高齢者医療給付費負担金等を見込んでおります。

2 項児童福祉費8億4,193万3,000円あります。主なものは、人件費、施設型給付費、児童手当等の扶助費等を見込んでおります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費4億4,111万8,000円あります。人件費、ワクチン接種委託料等の物件費、国民健康保険特別会計（施設勘定）繰出金等を見込んでおります。

2 項清掃費3億4,272万7,000円あります。主なものは、人件費、委託料等の物件費、一般廃棄物処理施設建設費を見込んでおります。

3 項上水道費1億3,112万4,000円あります。水道事業会計補助金を見込んでおります。

4 項下水道費437万7,000円あります。主なものは、合併処理浄化槽施設補助金等を見込んでおります。

5 款農林水産業費、1 項農業費5億4,261万8,000円あります。主なものは、人件費、負担金、下水道事業会計補助金及び出資金等を見込んでおります。

2 項林業費1,527万8,000円あります。主なものは、森林経営管理現地調査委託、森林環境譲与税基金積立金等を見込んでおります。

6 款商工費、1 項商工費4億7,543万円あります。主なものは、人件費、元気アップ振興券発行事務費補助、指定管理料等の物件費等を見込んでおります。

6 ページになります。

7 款土木費、1 項土木管理費7,637万9,000円あります。主に人件費、道路台帳補正委託を見込んでおります。

2 項道路橋梁費6億1,216万5,000円あります。主なものは、道路維持費及び新設改良費等の委託料及び工事請負費等を見込んでおります。

3 項河川費5,698万円あります。普通建設事業費を見込んでおります。

4 項都市計画費6億7,145万4,000円あります。主なものは、人件費、下水道事業会計補助金及び出資金を見込んでおります。

5 項住宅費2億1,522万2,000円あります。主なものは、人件費、町営住宅の修繕委

託、公営住宅建設工事費等を見込んでおります。

8 款消防費、1 項消防費 4 億8,265万1,000円ではありますが、主なものは、人件費、消防団退職報償金、水戸市への消防事務負担金等を見込んでおります。

9 款教育費、1 項教育総務費 1 億9,897万4,000円ではありますが、主に人件費等を見込んでおります。

2 項小学校費 2 億9,032万9,000円ではありますが、主なものは、人件費、バス運行委託及びパソコン使用料等の物件費、各小学校工事費等を見込んでおります。

3 項中学校費 7,966万1,000円ではありますが、主なものは、人件費、パソコン使用料等の物件費等を見込んでおります。

4 項社会教育費 3 億194万3,000円ではありますが、主なものは、人件費、物件費、普通建設事業費、ふれあいの船事業の補助金等を見込んでおります。

5 項保健体育費 1 億8,996万6,000円ではありますが、主なものは、人件費、体育施設等維持管理等の物件費、給食センター材料費、厨房施設更新工事費等を見込んでおります。

10 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費ではありますが、科目設定のみとなります。

2 項土木施設災害復旧費ではありますが、科目設定のみとなります。

11 款公債費、1 項公債費 8 億1,456万7,000円ではありますが、償還金の元金利子と一時借入金の利子を見込んでおります。

12 款予備費、1 項予備費 1,000万円を見込んでおります。

第 2 表、地方債ではありますが、起債の目的、限度額を見込んでお示しするものです。

以上、議案第 29 号 令和 4 年度城里町一般会計予算の説明になりますが、詳細につきましては、9 ページから 121 ページの事項別明細書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第 29 号に対するご質問をお受けいたします。

14 番小坪 孝君。

○14 番（小坪 孝君） 今、説明の中で聞かせていただいたんですけども、町に対する国からの交付金は幾らくらい今年入っているのか、ちょっとその説明と、あとはこの予算組みの中でいくと、公債費が 9 億円、あとは起債が 8 億円、17 億円も計上されているようですけれども、町の財政としては大丈夫なのかな。ちょっとそこら辺を伺います。

交付金の入金額を教えてください。

○議長（阿久津則男君） 執行部、お願いします。

財務課長 雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 14 番小坪議員のご質問にお答えいたします。

地方交付金は約 38 億円入っております。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 今までの中の説明の中でいくと、合併特例債は交付金で入ります。いろいろそういう交付金、交付金というのが私の耳の中に取りついているものですから、今年予算組みからいくと、去年は38億円くらいで、40億円近くしか入っていないのに、今年そういう合併特例債もかなり使っているし、そういう中からいくと、予算組みの中でもっと50億円くらい入るのかなと思っているのだが、入って見ないと分からないから発表できないんでしょうけれども、そういう形で期待しております。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 7ページの地方債についてなんですけれども、合併特例事業なんですけど、去年は7億1,000万円限度額で出ているんですね、予算。今年度は3億800万円なんですけれども、この合併特例債の特徴的なものっていうのはどんなものなんでしょうか。ちょっと教えていただければと思います。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 8番藤咲議員のご質問にお答えします。

道路工事が主なものに充ててございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 道路工事に主なものということなんですけれども、これは合併特例債ということで、全町対象になりますね。

例えば、住宅に道路工事というか、住宅地にもかなりいろいろ要望とか、住民の要望とかあるんですけれども、そういう細かいところには使われてないんでしょうか。大きな工事、道路工事なんでしょうか。

ちょっとその道路に使うということなんですけれども、どこら辺のところをどのように使うのか、合併特例債を使ってどういう工事をしているのか、ちょっと見えてないんですけれども、教えていただければ。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 引き続き8番藤咲議員のご質問にお答えします。

住宅地であっても何でも、道路改良工事というものに対しては充てられるような状況でありまして、補修工事等には充てないような方針でやっております。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 教育委員会なんですけれども、これ、主要事務事業の中の95番、96番で、桂小学校と沢山小学校の防水改修工事ですから、雨漏りとかですね。あと外壁の部分改修ということで、両方で三千二、三百万円のお金が計上されておりますけれども、

中身を見ますと、長寿命化計画ということで、この改修工事を行っていききたいということなんですけれども、どの程度の雨漏りがあったり、外壁が破損されているのかということと、それと現在、非常に子供さんの数が右肩下がりで少なくなってきているということ。それで、10年後、15年後、20年後に果たして何名の小学生が、町内全域で何名の小学生が大体10年後にはいるというようなシミュレーションをされているのかどうか。

それで、私、これだけ少なくなってきましたと、今、5つの小学校がありますね。それを2つないし、もしくは1つというような形にしていかないと、子供たちが社会に出てからということも考えますと、そういう統合の話も、5年後、もしくはそれより早めに出てるんじゃないかなと思います。

したがって、この長寿命計画と子供さんたちの数の減り具合を考えたときに、果たしてこの改修事業が必要なのかなという部分はちょっとあるんですけれども、その辺のところ、教育委員会さんのほうでどのようにお考えになっているのかお伺いをしたいと思います。お願いします。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 6番加藤木 直議員のほうのご質問にお答えいたします。

桂小学校屋上防水工事業なんですけれども、こちらについては、防水として600平米の工事を考えております。

続きまして、沢山小学校の外壁に当たりますけれども、こちらは530平米の改修を行う予定となっております。

以上、工事の内容についてはこちらになります。

○議長（阿久津則男君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） 6番加藤木議員のご質問の中で、今後10年ということで、児童数の右肩下がりの中で、どういうふうに考えているのかというご質問でございますけれども、それにお答えしたいと思います。

10年先の人数というのは、申し訳ないんですが、私も、ただ急激に増えるとは言えないかと思えます。

現在のところ、町長とも相談している部分もございますけれども、地域、ちょうど私が校長時代、常北中学校と七会中学校の統廃合がございました。そういう中でも、一般に共通して言えることは、地域あるいはシニアの方々にとっては、地域、また学校がなくなると、非常に衰退の速度が速いと、そういう心配がございます。

ただ、保護者の皆様にとっては、少なくとも人数を多い中でという、そのギャップというか、認識の違いというのは、これ、学校を問わず多いんですね。そういうことで、私がちょうどそのときが統廃合の会合にも出席したんですけれども、怒号が飛び交うような場面もございました。

そういう中で、今現在、七会小も非常に少子化ということで子供が少ないんですね。新1年生が、現在のところですけども3名、2年生が6名、3年生が3名、4年生が10名、5年生が9名、6年生が13名と、微妙に増えている部分もございます。里帰りとかUターン、ただ、現在、44名ということですが、今のところ、極力、その地域に学校がなくなってしまうと、活力とかそういうことで、ちょうど七会中のように、その後、「アツマーレ」のような活用、利活用というか、再利用ができればいいんですけども、そういうところで、現在、何とか複式を避けたいということで、町採用の教諭を1、2年生と3、4年生に1名ずつ配置しておるところでございます。

それで、先ほどの中で、遠い将来は、なかなか今、維持するのは難しい部分もございますけれども、まず1つ言えることは、その地域とその保護者とか、そういう方々の合意形成の下でスムーズな統廃合がこれは必要なのかなということは私は感じております。

今年度、小学校、ちょっと定かな数字はここに手元にはないんですけども、100名を切るような状況なものですから、そういう中で、何かしら、ベッドタウンですとか何かのことで、Uターンですとか、そういう若い人たちが何とかこちらに定住なり移住なりして来てくれるような状況になれば、横ばい、もしくは微増というようなことも想定できると思っております。

現状のところでは、そういう町の対策で何とか複式を防ぐとか、あるいは何とかUターンしてくるとか、そういうことで現状維持というようなことで、何とか四苦八苦、努力しているところでございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ありがとうございます。

ただいま教育長からもご説明いただきましたけれども、七会地区でも44名、小学校で44名とかだということで、これが5年後、6年後になると、実際に何人の方がいるかという、今年なんかは生まれている子供さんが、保育所に入られる方もゼロだと聞いていますけれども、そうなってくると、やはり本当に5年後、もう10年後には本当に危機的な部分じゃないかなというふうに思います。

ましてや、これだけお金をかけていろいろなところでやっているんです。地域性もありますけれどもね。ただ、この長寿命化計画ということになりますと、やはり15年、20年、3年、5年では長寿命化って言わないでしょうから、10年、15年、20年のところで見ると、実際この計画と子供さんの数の減り具合とか考えると、やはり統合ということも視野に入れた中で事業も行っていったほうが財政のためにもよろしいんじゃないかなというふうに私は考えます。

ですから、こういったところをよく考慮していただいて、それでかけた分のお金は、やはりいろいろな税的な部分とか、町民の方から頂いている分とか、国から頂いている交付税とか、そういったものが入っているわけなので、大事に使っていただきたいなというふ

うに思っていますよ。

最低限、できるだけ最低限必要な部分の工事をお願いをしたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 答弁必要ですか。

○6番（加藤木 直君） 結構です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第30号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 令和4年度城里町予算書、議案第30号 令和4年度城里町国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

事業勘定予算についてご説明申し上げます。

第1条であります。国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算総額は、歳入歳出それぞれ22億7,355万4,000円とするものです。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を1億円とするものです。

第3条は、歳出予算の流用につきまして、保険給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項間の流用を可能とするものであります。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1款1項国民健康保険税3億7,100万8,000円ではありますが、一般被保険者、退職被保険者の国民健康保険税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料20万1,000円ではありますが、督促手数料を見込んでおります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金1,000円ではありますが、科目設定のみであります。

4款県支出金、1項県補助金17億955万2,000円ではありますが、普通交付金、特別交付金、特別調整交付金、県繰入金、特定健康診査等負担金を見込んでおります。

5款財産収入、1項財産運用収入9万3,000円ではありますが、基金積立金利子を見込んでおります。

6款繰入金、1項他会計繰入金1億7,317万6,000円ではありますが、一般会計からの保険基盤安定、職員給与と費等の繰入金を見込んでおります。

2項基金繰入金1,000円ではありますが、国保支払準備基金からの繰入れのための科目設

定のみであります。

7 款 1 項繰越金1,000万1,000円であります。療養等交付金繰越金、前年度繰越金を見込んでおります。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料502万3,000円あります。一般被保険者及び退職被保険者等延滞金、加算金の収入を見込んでおります。

2 項受託事業収入1,000円あります。特定健診の科目設定のみでございます。

3 項雑入449万7,000円あります。一般被保険者及び退職被保険者、第三者納付金及び特定健康診査等個人負担金等収入を見込んでおります。

続きまして、3 ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費6,022万4,000円あります。人件費及び電算処理委託費、システム使用料、国保連合会負担金等を見込んでおります。

2 項徴収費614万3,000円あります。国税電算処理委託料、収納システム使用料等を見込んでおります。

3 項運営協議会費25万2,000円あります。国保運営協議会委員報酬及び国保運営協議会負担金等を見込んでおります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費13億7,646万6,000円あります。一般被保険者、退職被保険者等療養給付費及び療養費審査支払手数料を見込んでおります。

2 項高額療養費 2 億1,420万円あります。一般被保険者、退職被保険者等高額療養費及び高額合算療養費を見込んでおります。

3 項移送費10万円あります。一般、退職被保険者の移送費を見込んでおります。

4 項出産育児諸費630万4,000円あります。15件分を見込んでおります。

5 項葬祭諸費250万円あります。50件分を見込んでおります。

6 項傷病手当金あります。科目設定のみでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項療養給付費分 2 億6,259万円あります。一般被保険者医療給付費分、退職被保険者医療給付費分を見込んでおります。

2 項後期高齢者支援金等分 1 億1,962万6,000円あります。一般被保険者後期高齢者支援分と退職被保険者等後期高齢者支援分を見込んでおります。

3 項介護給付費分4,087万円あります。介護納付金分を見込んでおります。

4 款 1 項共同事業拠出金2,000円あります。国民年金受給権者リスト作成経費を見込んでおります。

5 款保健事業費、1 項保健事業費529万6,000円あります。疾病予防事業の脳ドック、人間ドック、健康教室の委託料等を見込んでおります。

2 項特定健康診査等事業費2,945万8,000円あります。特定検査委託料及び特定健康診査データ管理システム負担金等を見込んでおります。

6 款 1 項基金積立金 1 億3,091万8,000円ではありますが、国民健康保険支払準備基金利子及び積立金を見込んでおります。

続きまして、4 ページになります。

7 款 1 項公債費 7 万5,000円ではありますが、一時借入金利子を見込んでおります。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金269万7,000円ではありますが、一般、退職被保険者等の保険税還付金及び還付加算金等を見込んでおります。

2 項延滞金1,000円ではありますが、科目設定のみとなっております。

3 項繰出金1,222万6,000円ではありますが、県から交付されます特別調整交付金の施設勘定への繰出金を見込んでおります。

9 款 1 項予備費ではありますが、1,000万円を計上しました。

以上、城里町国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、5 ページから27ページまでの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと思っております。

続きまして、29ページをご覧願います。

国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算につきましてご説明申し上げます。

第 1 条であります。国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億3,605万2,000円とするものであります。

第 2 条は、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円とするものでございます。

30ページをご覧願います。

第 1 表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1 款診療収入、1 項外来収入 1 億414万9,000円ではありますが、医科、歯科の診療報酬及び一部負担金の現年度、過年度収入を見込んでおります。

2 項その他の診療収入1,048万8,000円ではありますが、医科、歯科の諸検査収入を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、使用料14万5,000円ではありますが、医師住宅の使用料を見込んでおります。

2 項手数料27万円ではありますが、診断書及び介護保険意見書料を見込んでおります。

3 款繰入金、他会計繰入金 1 億1,411万5,000円ではありますが、一般会計からの繰入金及び事業勘定より特別調整交付金の繰入れを見込んでおります。

4 款 1 項繰越金150万円ではありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

諸収入、1 項雑入138万5,000円ではありますが、投薬容器、衛生材料費等の売払い収入を見込んでおります。

31ページのほうをお願いいたします。

1 款総務費、1 項施設管理費 1 億3,492万9,000円ではありますが、職員の人件費、施設の

維持管理費等を見込んでおります。

2 項研究研修費40万円ではありますが、医師の研修旅費及び研修会の負担金を見込んでおります。

2 款 1 項医業費7,254万4,000円ではありますが、医科、歯科の施設の医薬材料及び各種検査及び歯科技工委託等を見込んでおります。

3 款 1 項公債費2,717万9,000円ではありますが、元金、利子の償還と一時借入金の利子を見込んでおります。

4 款 1 項予備費ではありますが、前年同額の100万円を計上いたしました。

32ページをご覧願います。

第2表、地方債であります。

七会診療所の超音波エコーの更新に過疎対策事業債400万円の活用を見込んでおります。

以上、令和4年度城里町国民健康保険（施設勘定）の予算につきましてご説明をさせていただきました。詳細につきましては、33ページから47ページまでの事項別明細書、給与費明細書、地方債現在高見込みに関する調書をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） これより議案第30号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 国保の特別交付金についてお伺いをしたいと思います。

この特別交付金は、国から5億円交付されたものなんですけれども、城里町には交付金が326万7,000円ぐらいだと思うんですが、正確な交付金額を教えてください。

それから、20歳未満は今、何人ぐらいになっていますでしょうか。

それから、1人当たりの交付額は幾らになりますか教えてください。

○議長（阿久津則男君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 8 番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

今ご質問いただきました金額、20歳未満人数、1人当たりの交付額等につきまして、今、手元に詳細な資料がございませんので、この後調査の上、ご報告させていただきます。よろしく願います。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○8 番（藤咲芙美子君） じゃ、後でちょっと質問をしたいんですけども、もう一つ、いいですか。

○議長（阿久津則男君） 藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） そうしたら、もう一つ、交付額は、486人ぐらいになると思うんですけども、きちんと交付されるんでしょうか。それとも、町に基金として繰り入れられるんでしょうか。そのところをちょっと具体的にお聞きしたいと思いますので、後

でもいいです。お答えくださればうれしいんですが、よろしくお願いします。

○議長（阿久津則男君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き8番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

交付額ということでございますので、この辺も併せてきちんとご報告させていただきたいと思っておりますので、ちょっとお時間いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○8番（藤咲芙美子君） はい、お願いします。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第31号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） それでは、議案第31号 令和4年度城里町後期高齢者医療特別会計の予算につきましてご説明申し上げます。

まず、1ページでございます。

第1条であります。後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億5,899万5,000円とするものでございます。

次、2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1款1項後期高齢者医療保険料1億8,135万1,000円ありますが、特別徴収、普通徴収の保険料現年度分と滞納繰越分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料5万3,000円ありますが、督促手数料を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金7,580万9,000円ありますが、一般会計からの保険基盤安定繰入金と事務費繰入金を見込んでおります。

4款1項繰越金1,000円ありますが、科目設定のみでございます。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料ありますが、3万2,000円を見込んでおります。

2項償還金及び還付加算金50万1,000円ありますが、保険料還付金収入を見込んでおります。

3項雑入ありますが、124万8,000円を見込んでおります。

3ページをご覧ください。

続いて、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費381万1,000円ありますが、被保険者証の郵送料及び後期高齢者医療システム使用料等を見込んでおります。

2 項徴収費119万9,000円ではありますが、納付書郵送料及び保険料算定処理委託料等を見込んでおります。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合会納付金 2 億5,345万3,000円ではありますが、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金及び保険基盤安定納付金等を見込んでおります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金53万1,000円ではありますが、保険料還付金及び保険料返納金等を見込んでおります。

2 項繰出金1,000円ではありますが、前年度精算金の一般会計への繰出しを見込んで科目設定のみを行っております。

以上、令和4年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明させていただきました。詳細につきましては、5 ページから 9 ページまでの事項別明細書をご覧くださいと思います。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） これより議案第31号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第32号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第32号 令和4年度城里町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）につきましてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条であります。介護保険特別会計（保険事業勘定）の総額は、歳入歳出それぞれ25億362万2,000円とするものです。

第2条は、歳出予算の流用につきまして、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間で流用をするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料 4 億6,369万2,000円ではありますが、第1号被保険者の特別徴収、普通徴収保険料の現年度分、滞納繰越分を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 3 万6,000円ではありますが、主に督促手数料収入を見込んでおります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 4 億2,458万円ではありますが、介護給付費負担金の現年度分、過年度分の収入を見込んでおります。

同じく 2 項国庫補助金 2 億1,085万4,000円ではありますが、介護給付費調整交付金及び地

域支援事業の交付金の収入を見込んでおります。

4 款 1 項 支払基金交付金 6 億 5,630 万 5,000 円ではありますが、介護給付費支払基金交付金、地域支援事業交付金収入を見込んでおります。

5 款 県支出金、1 項 県負担金 3 億 5,282 万円ではありますが、介護給付費県負担金収入を見込んでおります。

同じく 2 項 県補助金 1,099 万 5,000 円ではありますが、地域支援事業交付金収入を見込んでおります。

同じく 3 項 財政安定化基金支出金 1,000 円ではありますが、科目設定のみでございます。

6 款 財産収入、1 項 財産運用収入 1,000 円ではありますが、介護給付費準備基金利子収入を見込んでおります。

7 款 繰入金、1 項 他会計繰入金 3 億 8,133 万円ではありますが、介護給付費に対する町負担分、職員給与費、事務費繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金を見込んでおります。

同じく 2 項 基金繰入金 200 万円ではありますが、介護給付費準備基金からの繰入金を見込んでおります。

同じく 3 項 介護サービス事業勘定繰入金 2,000 円ではありますが、介護サービス事業勘定からの繰入金を見込んでおります。

8 款 1 項 繰越金 100 万円ではありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

2 ページから 3 ページにまたがりまして、9 款 諸収入、1 項 延滞金、加算金及び過料 3,000 円ではありますが、第 1 号被保険者からの延滞金、加算金及び過料を見込んでおります。

同じく 2 項 雑入 3,000 円を見込んでおります。

続きまして、4 ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款 総務費、1 項 総務管理費 2,833 万 7,000 円ではありますが、人件費、事務処理システム保守委託料等を見込んでおります。

同じく 2 項 徴収費 239 万 3,000 円ではありますが、介護保険料算定業務委託料等を見込んでおります。

同じく 3 項 介護認定審査会費 1,014 万 8,000 円ではありますが、認定審査会委員報酬、認定調査に伴う諸費用を見込んでおります。

2 款 保険給付費、1 項 介護サービス等諸費 21 億 2,676 万円ではありますが、介護保険サービスを利用した要介護 1 から 5 の被保険者に対し保険給付費として支出する費用を見込んでおります。

同じく 2 項 介護予防サービス等諸費 5,674 万 8,000 円ではありますが、介護予防サービスを利用した要支援 1 と 2 の被保険者に対し保険給付費として支出する費用を見込んでおりま

す。

同じく3項高額介護サービス等費6,565万円ではありますが、在宅や施設で介護サービスを利用した合計額が限度額を超えた場合に支出する費用を見込んでおります。

同じく4項高額医療合算介護サービス等費628万円ではありますが、介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合に支給する費用を見込んでおります。

同じく5項特定入所者介護サービス等費1億3,495万2,000円ではありますが、介護保険施設に入所した場合に、所得の少ない方の負担が重くならないよう限度額が設けられており、利用者負担額から負担限度額を差し引いた額を支給する費用を見込んでおります。

同じく6項その他の諸費160万8,000円ではありますが、介護給付費審査支払手数料を見込んでおります。

3款地域支援事業、1項介護予防生活支援サービス事業費3,260万9,000円ではありますが、高齢者が要介護、要支援状態になることを予防する事業費用を見込んでおります。

同じく2項一般介護予防事業費608万6,000円ではありますが、介護予防事業の委託料を見込んでおります。

同じく3項包括的支援事業及び任意事業費3,194万7,000円ではありますが、主に町地域包括支援センター運営費用等を見込んでおります。

同じく4項その他の諸費6万1,000円ではありますが、地域支援事業費の審査支払手数料を見込んでおります。

4款1項財政安定化基金拠出金1,000円ではありますが、科目設定のみでございます。

5款1項基金積立金1,000円ではありますが、基金利子を見込んでおります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金4万円ではありますが、過誤納付金と国・県等への返還金を見込んでおります。

5ページをご覧ください。

同じく2項延滞金1,000円ではありますが、科目設定のみでございます。

以上、城里町介護保険特別会計（保険事業勘定）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、7ページから27ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、29ページをご覧ください。

令和4年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）につきましてご説明申し上げます。

第1条であります。城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の予算の総額は、歳入歳出それぞれ510万5,000円とするものです。

30ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入です。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入510万4,000円ではありますが、介護保険の要支援1、2の認定を受けた利用者の介護予防サービス計画費の収入を見込んでおります。

2 款1 項繰越金1,000円ではありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

続いて、歳出であります。

1 款サービス事業費、1 項介護予防支援事業費510万3,000円ではありますが、介護支援専門員の人件費及び介護予防支援業務委託料を見込んでおります。

2 款諸支出金、1 項繰出金2,000円ではありますが、保険事業勘定への繰出金を見込んでおります。

以上、令和4年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、31ページから34ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと思っております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第32号に対するご質問をお受けいたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 全員協議会ですので、ちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、介護予防のほうの今、介護保険のあれが出てきたわけですがけれども、私が監査委員をやっているときから2年間、去年はね、そして決算認定を受けられないような、そういう状況で、介護予防の報告書がちょっと違っていて、そういう決算認定をまず受けられなかった。

そしてまた、介護予防が非常に是正をしなくて、そのまま国の会計検査院が調査したから、町の監査委員の報告は全然しなくてもいいよなんていう話で、調整しなかったみたいなんですけれども、1つ、去年の中で、過剰に、介護保険料を集めておりますよね。それを返金業務があったと思うんですけれども、それは完全に終わったんですか。ちょっとそれ、お願いします。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 14番小坪議員さんの質問にお答えいたします。

昨年度ありました還付金の件なんですけれども、まだ令和2年度の還付金に対しては少しまだ残っております、現在進めている最中でございます。

令和3年度に関しても、口座の分かっている方については、振込を完了しているところでございます。また、口座の分からない方に対しては、問合せをしながら確認して、早めにお戻しするようにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常にね、是正を求めてもやらない。そういう返金業務もやらない。そういう中で、今年度新たな介護予防の予算が組み立てて始まるということですので、その前にきちんと精算をしていただいて、新たな年度に入っていただきたいと思いま

す。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 要望だけでいいですか。答弁。

○14番（小坪 孝君） どうせ言ってもやらないでしょうから、いいです。

○議長（阿久津則男君） はい。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第33号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長園部 繁君。

○水道課長（園部 繁君） 議案第33号 令和4年度城里町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条は総則ですので、第2条、業務の予定量よりご説明いたします。

（1）当該年度給水戸数7,601戸、（2）年間総配水量230万7,420立方メートル、（3）1日平均配水量6,322立方メートル、（4）主要な建設改良事業、水道施設更新事業2億4,174万5,000円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

収入につきましては、1款水道事業収益6億9,872万1,000円、1項営業収益5億204万8,000円ありますが、給水収益、受託工事収益、その他の営業収益を見込んでおります。

2項営業外収益1億9,657万3,000円ありますが、一般会計補助金、長期前受金戻入等を見込んでおります。

3項特別利益10万円ありますが、水道料金の過年度分調定増分等を見込んでおります。

支出につきましては、1款水道事業費用6億9,872万1,000円、1項営業費用6億4,379万8,000円ありますが、水道施設の維持管理費、受託工事費、総係費、減価償却費などを見込んでおります。

2項営業外費用5,075万円ですが、企業債利息及び消費税納付金等を見込んでおります。

3項特別損失217万3,000円につきましては、水道料金の過年度分調定減分を見込んでおります。

4項予備費につきましては、200万円を計上しております。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億2,246万8,000円は、当該年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

収入につきましては、1款資本的収入1億9,685万1,000円、1項企業債1億7,600万円ありますが、町水道事業債を見込んでおります。

2項補助金1,695万1,000円ありますが、一般会計補助金を見込んでおります。

3 項負担金390万円ではありますが、消火栓設置維持負担金を見込んでおります。

支出につきまして、1 款資本的支出 5 億1,931万9,000円、1 項建設改良費 2 億7,169万2,000円ではありますが、主に配水管布設費及び水道建設事業費などを見込んでおります。

2 項企業債償還金 2 億4,762万7,000円ではありますが、企業債元金償還金を計上しております。

第 5 条につきましては、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものです。水道建設改良事業の限度額は 1 億7,600万円とするものです。

第 6 条につきましては、一時借入金の限度額を 1 億円とするものです。

第 7 条につきましては、各項の経費の金額を流用することのできる場合を、1 項営業費用、2 項営業外費用とするものです。

第 8 条、経費の流用につきましては、職員給与費の5,129万2,000円をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の金額をその金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならないとするものです。

第 9 条につきましては、一般会計からの補助金を受ける金額は 1 億3,112万4,000円ではありますが、3 条予算の補助金 1 億1,417万3,000円は企業債利息償還金及び総係費に充て、4 条予算の補助金1,695万1,000円は企業債元金償還金に充てるものです。

第10条につきましては、たな卸資産の購入限度額809万1,000円とするものです。

以上、令和 4 年度城里町水道事業会計予算の概要を説明させていただきました。詳細につきましては、5 ページから10ページの予算実施計画、11ページから28ページの予算予定キャッシュ・フロー計画書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、令和 3 年度予定損益計算書、予定貸借対照表、令和 4 年度予算貸借対照表、公営企業債に関する調書、予算に関する注意等をご覧いただきたいと存じます。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第33号に対するご質問をお受けいたします。
ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第34号を議題といたします。
執行部より説明を求めます。

下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） 議案第34号 令和 4 年度城里町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 1 ページをご覧願います。

第 1 条は総則で、第 2 条、業務の予定量よりご説明いたします。

業務の予定量につきましては、（1）水洗化人口 1 万2,271人、（2）下水管敷設延長 1.4キロメートル、（3）年間有収水量119万3,561立方メートル、（4）主要な建設改良

事業、下水道整備事業 2 億 7,728 万 6,000 円を予定しております。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

なお、営業費用中の総係費 1 億 1,521 万 2,000 円の財源に充てるため、企業債 93 万 5,000 円を借り入れるものです。

収入につきましては、1 款下水道事業収益 11 億 6,094 万 1,000 円、1 項営業収益 1 億 8,061 万 8,000 円がありますが、下水道使用料、その他の営業収益を見込んでおります。

2 項営業外収益 9 億 8,032 万 3,000 円がありますが、一般会計補助金、長期前受金戻入等を見込んでおります。

支出につきましては、1 款下水道事業費用 11 億 6,094 万 1,000 円、1 項営業費用 10 億 286 万 1,000 円がありますが、下水道施設の維持管理費、総係費、那珂久慈流域下水道維持管理負担金、減価償却費などを見込んでおります。

2 項営業外費用 1 億 2,456 万 2,000 円がありますが、企業債利息及び消費税納付金等を見込んでおります。

3 項特別損失 2,551 万 8,000 円につきましては、過年度損益修正損及び特別会計からの引当金等の移行分を見込んでおります。

4 項予備費につきましては、800 万円を計上しております。

2 ページをご覧ください。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 3,398 万 2,000 円は、消費税及び地方消費税の資本的収支調整額及び当該年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

収入につきましては、1 款資本的収入 5 億 7,780 万 4,000 円、1 項企業債 1 億 8,170 万円がありますが、下水道事業債を見込んでおります。

2 項補助金 7,780 万 9,000 円がありますが、国・県の公共下水道事業費補助金を見込んでおります。

3 項負担金 735 万 2,000 円がありますが、公共下水道事業の受益者負担金を見込んでおります。

4 項分担金 34 万円がありますが、農業集落排水事業の受益者分担金を見込んでおります。

5 項出資金 3 億 1,060 万 3,000 円がありますが、一般会計出資金を見込んでおります。

支出につきましては、1 款資本的支出 9 億 1,178 万 6,000 円、1 項建設改良費 3 億 3,796 万円がありますが、主に管渠整備事業費、管渠改良事業費、処理場改良事業費などを見込んでおります。

2 項企業債償還金 5 億 7,382 万 6,000 円がありますが、企業債償還金元金を計上しております。

第 4 条の 2 につきましては、特例的収入及び支出として、公営企業会計導入初年度のみ

定めるもので、未収金及び未払金の額をそれぞれ4,337万8,000円及び5,330万6,000円とするものです。

第5条につきましては、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものです。公共下水道事業の限度額は1億8,170万円、公営企業適用債の限度額は93万5,000円とするものです。

3ページをご覧ください。

6条につきましては、一時借入金の限度額を4億円とするものです。

7条につきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合を、1項営業費用、2項営業外費用、3項特別損失とするものです。

8条の経費の流用につきましては、職員給与費7,496万4,000円をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならないとするものです。

9条につきましては、一般会計から補助を受ける金額は5億6,427万8,000円であります。

以上、令和4年度城里町下水道事業会計予算の概要をご説明させていただきました。詳細につきましては、5ページから11ページの予算実施計画、12ページから27ページの予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、令和4年度城里町下水道事業予定貸借対象表、予定開始貸借対照表、公営企業債に関する調書、予算に関する注記等をご覧くださいと存じます。

以上、ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第34号に対するご質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、定例会に上程されます報告について、執行部より説明を求めます。

執行部は引き続き自席で説明をお願いいたします。

また、質問は時間の関係上、最後にまとめて行いますので、簡潔にお願いをいたします。長くなる場合には、直接担当課へお願いいたしたいと思っております。

それでは、報告第1号の説明を求めます。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告第1号 城里町立学校管理規則の一部を改正する規則についてであります。茨城県の例規改正により、令和4年4月から主幹教諭及び指導教諭について小・中学校への配置が可能となったことから、これに合うように教育委員会規則の一部を改正するものです。

詳細につきましては、報告第1号説明資料、新旧対照表をご参照願います。

以上、報告第1号について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いし

ます。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第2号から報告第5号まで一括して説明を求めます。

まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） まちづくり戦略課所管分の報告4件についてご説明を申し上げます。

まず、報告第2号をご覧ください。

報告第2号 城里町地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示についてであります。隊員の任期は通常3年となっておりますが、国において、隊員の任期の特例として、令和元年度から令和3年度までに任用された隊員において、コロナ禍の影響により十分な活動が行えなかったことを理由に、隊員の希望により活動を2年を上限に任用期間の延長が設けられたことに伴いまして、町要綱を改正するものです。

詳細につきましては、報告第2号の説明資料、新旧対照表をご覧くださいと存じます。

次に、報告第3号をご覧ください。

報告第3号 わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示についてであります。この事業につきましては、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業とし、既に東京23区から県内へ移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を目的に、移住支援金として1世帯当たり100万円、単身者60万円を負担割合とし、県が4分の3、町が4分の1で交付する事業がございました。

世帯につきましては、18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算するという県の要綱の改正がありましたので、町要綱を改正するものです。

詳細につきましては、報告第3号説明資料、新旧対照表をご覧くださいと存じます。

次に、報告第4号をご覧ください。

報告第4号 城里町住宅新築工事等助成金交付要綱の一部を改正する告示についてあります。この事業は、定住人口の増加と地域経済の活性化を目的に、町内事業者によって住宅を新築、建て替えを行った場合に、工事費の10%、10分の1、50万円を上限に助成金を交付するものです。

今回の改正は、平成29年3月の要綱改正以来、年度年度で申請期間を改めてきたものを、通年で処理できるように改正するものです。

詳細につきましては、報告第4号説明資料、新旧対照表をご覧くださいと存じます。

次に、報告第5号をご覧ください。

報告第5号 城里町新築住宅等建設事業補助金交付要綱の一部を改正する告示についてあります。この事業は、町における良好な住環境の推進と未利用地等の有効活用を図るため、町内に土地を購入し、住宅を新築または中古住宅を購入した者に対しまして、土

地購入費の100分の10、10%ですね。25万円を上限に補助金を交付するものでございます。

今回の改正につきましては、前に述べました報告第4号と同様の改正をするものでございます。

詳細につきましては、報告第5号説明資料、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

以上、報告第2号から報告第5号について説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第6号の説明を求めます。

福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、報告第6号をご覧願います。

報告第6号 令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱の一部を改正する告示についてであります。こちらは報告第14号の改正になりますが、主な改正内容としましては、現金一括給付を国が容認したことにより、先行給付の文面を削除し、児童1人当たりの給付金額を「5万円」から「10万円」に改め、様式を追加するものです。

以上、報告第6号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、報告第6号説明資料1ページから7ページをご覧いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第7号から報告第8号を一括して説明を求めます。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告第7号 城里町高等学校通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてであります。助成金の返還に関する事項を追加するほか、申請者が記入しやすいように様式を変更するもの、城里町路線バス通学費助成金交付要綱の制定に伴う対象者の特例を設けたものが主なものです。

詳細につきましては、報告第7号説明資料、新旧対照表を参照願います。

続きまして、報告第8号 城里町社会教育団体等運営事業補助金交付要綱の一部を改正する告示についてであります。補助事業及び補助事業者等に日本ボーイスカウト茨城県連盟第2地区城里第1団営業事業として、その団体を追加するものです。

詳細につきましては、報告第8号説明資料、新旧対照表をご参照願います。

以上、報告第7号、第8号について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は報告第9号から説明を求めます。よろしくお願いいたします。

午前11時58分休憩

午後 1時05分再開

○議長（阿久津則男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、13番鯉渕議員が午後早退いたしました。

初めに、午前中の藤咲議員に対する健康保険課の答弁を求めます。

また、健康保険課長は退席し、午後からは潮田久美子課長補佐が出席しております。

では、潮田課長補佐、よろしくお願いをいたします。

健康保険課長補佐潮田久美子君。

○健康保険課長補佐（潮田久美子君） それでは、8番藤咲議員の質問にお答えいたします。

城里町の二十歳未満の被保険者は、令和4年3月31日現在で315名です。

議員がおっしゃっている特別交付金とは、二十歳未満の均等割の減額措置に対しての交付金のことだと思われます。

国から32億円県のほうに入ってきてまして、町に5億円入ってくるということです。それを各市町村で案分し、城里町では約300万円ほど入ってくるということですが、県によりますと、入ってくる額は例年同じ金額で、その中の項目が変わるということです。ですので、300万円多く入ってくるというわけではございません。また、1人当たり幾ら入ってくるというものではなく、用途によって入ってくるものです。

また、今回新たなメニューが創設され、国に国保特別交付金として32億円入りまして、町のほうに、各市町村ごとに案分をして5億円やるということですが、項目の中での組替えですので、各市町村の交付金は増えません。

県が今回、令和2年度に2方式に移行するための後押しをするもので、子育て世帯を優遇するためのメッセージ性を高くしたものだと思われます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ありがとうございます。

8番……

○8番（藤咲芙美子君） すみません、いいですか、質問、今に対しての。

○議長（阿久津則男君） 藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

町で300万円、この特別交付金というのは、子供たちが2方式に、国保が2方式になったことによって、いろいろ急激に負荷をかけちゃいけないということで、子供たちの支援という意味で多分入ってきたんだと思うんですよ、これは。それが特別交付金なんです。19歳まで特別交付金で出しているわけです。

だから、上乘せられて、特別それだけ入ってくるじゃないというふうなこと、答弁いただきましたけれども、子供たちに少しでも少なくして、補助してあげようという、そういう意味で、住民に対する支援に充ててほしいということを出されたものだと思うんですよ。

ですので、六千幾らかでも、5,000円でも、3,000円でも、幾らでもいいです。1人当た

りの、その300万円ですか、町に交付されたそれを子供たちに充ててほしい。案分して充ててほしいというのがこの狙いだと思うんです。それがどこに行ったか分からないようなことになったんでは、ちょっと納得いきません。

その300万円が入ったものは、どこにどのように割り振られているのかお聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 健康保険課長補佐潮田久美子君。

○健康保険課長補佐（潮田久美子君） 詳細につきましては、後ほど担当課のほうでお示しするというのでよろしいでしょうか。

○8番（藤咲芙美子君） はい、お願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第9号の説明を求めます。

福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 報告第9号をご覧願います。

報告第9号 城里町結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する告示についてであります。主な改正内容としましては、国の地域少子化対策重点推進交付金の支給基準が改正されたことによりまして、補助対象に住宅リフォーム費用を新たに加えるものです。

以上、報告第9号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、報告第9号説明資料1ページから3ページをご覧いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第10号の説明を求めます。

水道課長園部 繁君。

○水道課長（園部 繁君） 報告第10号 城里町水道事業水道料金漏水認定減免基準の一部を改正する規程についてであります。主な改正点は、社会福祉法に掲げる第一種及び第二種社会福祉事業に係る社会福祉施設における漏水については、漏水の認定期間を漏水発見の月から起算して1年（12か月）前までの分とすることができるよう改正をしたものです。

また、平均使用水量によって推定漏水量を算出することが不相当と認められるときは、発見時検針水量と漏水修理後の翌月の検針水量との差により推定漏水量を算出し、その推定漏水量の10分の7に当たる水道料金を減額し、または減免することができるようにするものです。

こちらを令和3年4月1日から適用するものとしたしました。

詳細につきましては、報告第10号説明資料、新旧対照表をご覧願います。よろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第11号の説明を求めます。

福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 報告第11号をご覧願います。

報告第11号 城里町放課後児童クラブの保育料免除等取扱規則の制定についてであります。さきの第1回議会臨時会におきまして城里町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例が制定されたことに伴い、第6条の規定に基づき、放課後児童クラブの保育料の一部または全部を免除することについて、必要な事項を定めるものでございます。

以上、報告第11号についてご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第12号から報告第13号を一括して説明を求めます。まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第12号をご覧ください。

報告第12号 城里町地域公共交通事業者支援金交付要綱の制定であります。依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大に収束が見えない中、苦しい経営状況が続く路線バス、貸切りバス、タクシー事業者に対し、感染拡大防止対策及び事業継続を支援するため、令和4年度新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用しまして、令和4年4月1日現在で路線バス事業者につきましては1系統5万円を、貸切りバス事業者につきましては、町内の営業所において保有する車両1台につき5万円を、タクシー事業者については、同じく車両1台につき2万円を交付するものです。

次に、報告第13号をご覧ください。

報告第13号 城里町管理不全空家解体撤去補助金交付要綱の制定であります。町内の老朽危険空き家の撤去を推進し、もって安全と安心の確保及び住環境の向上に資することを目的に、主に住居であった建物について、空家等対策の推進に関する特別措置法の定めるところによりまして、助言、指導、勧告、命令に従って措置を講じようとする者に解体撤去に要する経費の3分の1以内、上限50万円を限度に補助金を交付することについて、必要な事項を定めたものであります。

詳細につきましては、要綱の1ページから3ページをご覧くださいと存じます。

以上、報告第12号、13号について説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第14号から報告第16号を一括して説明を求めます。福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、報告第14号をご覧ください。

報告第14号 令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別給付措置として国が実施するものを市町村が定める必要があることから、支給に関し必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、先行給付金として、令和3年9月分の児童手当支給対象者などに対象児童1人当たり5万円を支給するものです。

続きまして、報告第15号をご覧ください。

報告第15号 令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））支給事務実施要綱の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別給付措置として国が実施するものを市町村が定める必要があることから、支給に関し必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、これまでに支給を行っている子育て世帯への臨時特別給付の受給者ではなく、支給基準日の令和3年9月30日より後に離婚等した方であって、新たに対象児童を養育している方に給付をするものです。

次に、報告第16号をご覧ください。

報告第16号 令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して臨時的な給付措置として国が実施するものを市町村が定める必要があることから、支給に関し必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、基準日において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給するものです。

以上、報告第14号、第15号、第16号についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第17号の説明を求めます。

町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） 報告第17号をご覧ください。

報告第17号 城里町自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱の制定についてであります。住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自立・分散型エネルギー設備、蓄電池ですね、を設置する者に対し、茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金を交付するため、要綱を新たに制定するものであります。

要綱の主な内容は、県から各市町村へ補助し、市町村から県民へ間接補助を行う。町内に太陽光発電施設を設置している家庭における蓄電池を導入する者に対し、1設備当たり5万円の補助を行うものであります。

詳細につきましては、報告第17号1ページから4ページの要綱をご覧くださいと存じます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第18号の説明を求めます。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告第18号をご覧ください。

報告第18号 城里町学校運営協議会規則の制定についてであります。国及び県が推進しているコミュニティスクール制度の導入に当たり、学校運営協議会の設置が必要なため、規則を制定するものです。

以上、報告第18号について説明させていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第19号の説明を求めます。

まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第19号をご覧ください。

報告第19号 城里町路線バス通学費助成交付要綱の制定であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、利用者の減少により経営状況が悪化している路線バス事業者及び学校に通学する者またはその保護者に対して、経済的負担を軽減し、子育て環境の整備を図ることを目的に、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業としまして、対象者を高校生だけに限定せず、小・中学生、専門学校生、大学生に拡大して通学年間定期券購入額の10分の3、8万円を上限に助成金を交付することについて、必要な事項を定めたものであります。

詳細につきましては、要綱の1ページ、2ページをご覧くださいと存じます。

以上、報告第19号について説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第20号の説明を求めます。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告第20号をご覧ください。

報告第20号 城里町地域部活動推進協議会設置要綱の制定についてであります。中学校の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と中学校における働き方改革の実現を図るため、段階的な地域移行に係る課題を検討する協議会を設けるため、要綱を制定するものです。

以上、報告第20号について説明させていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第21号から報告第23号を一括して説明を求めます。

福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、報告第21号をご覧ください。

報告第21号 城里町子育て短期支援事業実施要綱の制定についてであります。保護者が疾病などの理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となり、ほかに養育する者がいない児童などを児童養護施設等において一時的に養育または保護することについて、必要な事項を定めるものです。

続きまして、報告第22号をご覧ください。

報告第22号 城里町保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金交付要綱の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症への対応と少子・高齢化への対応が重なる最前線において働く幼稚園、認定こども園等における保育士・幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度引き上げるための措置として国が補助するものを市町村が定める必要があることから、補助に関し必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度賃金の改善を行う施設等に対して、必要な費用を補助するものです。

続きまして、報告第23号をご覧ください。

報告第23号 城里町放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金交付要綱の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症の対応と少子・高齢化の対応が重なる最前線で働く放課後児童支援員等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度引き上げるための処置として国が補助するものを市町村が定める必要があることから、これに関し必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度の賃金改善を行う施設等に対して、必要な費用を補助するものです。

以上、報告第21号から報告第22号、23号までご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第24号から報告第25号を一括して説明を求めます。まち戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第24号をご覧ください。

報告第24号 城里町元気アップ振興券（第5弾）事業実施要綱の制定であります。新型コロナウイルス感染症の影響により長引く不況の復興支援として、地域における消費を喚起するとともに、需要の創出を目的に、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業としまして、令和4年5月1日を基準日として、いばらきアマビエちゃんに登録をしている町内の事業者を対象に、振興券1人当たり5,000円、500円券10枚のうち、大型店での使用は3枚、1,500円として給付するものでございます。

使用期間につきましては、令和4年7月1日から9月30日までとして給付することについて、必要な事項を定めたものであります。

詳細につきましては、要綱の1ページから3ページをご覧くださいと存じます。

次に、報告第25号をご覧ください。

報告第25号 城里町元気アップ振興券（第5弾）事業補助金交付要綱の制定についてあります。事業の実施に当たりましては、これまでと同様に、城里町商工会に振興券の発行、業者の募集、換金事務等の事務を行っていただくため、補助金を交付することについて、必要な事項を定めたものであります。

詳細につきましては、要綱の1ページから4ページをご覧くださいと存じます。

以上、報告第24号、25号について説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第27号の説明を求めます。

都市建課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 報告第27号をご覧ください。

報告第27号 城里町危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱の制定についてでございますが、平成30年6月18日に発生した大阪北部地震において、ブロック塀等が倒壊し、通行者の方が亡くなられる被害が発生し、国のほうから安全点検等の通達がなされているところでございます。

これを受けまして、地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するため、国・県の補助金を活用し、通学路等に面する危険ブロック塀等の撤去工事費用の一部を補助する目的で要綱を制定するものでございます。

これについては、国の耐震改修計画及び茨城県耐震改修促進計画に基づきまして、城里町の建築物に対し耐震化を促進することを目的といたしまして、令和4年3月に、この後出てきます報告第36号にあります。城里町耐震改修促進計画を改定し、地震によって塀が倒れることにより死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の道路閉鎖によって避難、救助、消火活動にも支障が生じる可能性があるブロック塀等の安全対策を図るものでございます。

主な内容といたしましては、城里町耐震改修促進計画に定める避難路及び通学路沿道に設置された倒壊の危険性がある組積造または補強コンクリートブロック塀等の塀の撤去に係る経費についてですが、限度額が20万円としているものでございます。

詳細につきましては、この要綱1ページから3ページをご覧ください。

以上、報告第27号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第28号の説明を求めます。

税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 報告第28号 固定資産評価審査委員会の決定取消請求控訴事件についてご説明いたします。

本件につきましては、原告であります那珂西地区に太陽光発電設備を設置している土地所有者の相続人から、当該土地の平成30年度の評価額が正常な条件の下に成立する土地の取引価格を上回っているとのことで、平成30年6月18日に不服審査申立書が城里町固定資産評価審査委員会へ提出されたものでございます。

同年10月3日に審査の申出について、評価額を修正する理由がないとする旨の棄却の決定通知がされまして、原告の方はこの決定を不服としまして、翌年4月8日に水戸地裁へ城里町固定資産評価審査委員会が決定した内容について取り消すよう、城里町と城里町固定資産評価審査委員会を相手に訴えを起こしたものでございます。

令和2年11月26日に水戸地裁において原告の請求を棄却するとの判決が出ましたが、原告の方が控訴したため、東京高裁において判決内容について審査されることになりました。

令和3年10月20日に東京高裁におきまして、本件控訴を棄却するとの判決が出されまし

た。

判決後、令和3年11月9日に東京高裁にこちらから確認しましたところ、原告の方が上告をしてないということが明らかになりましたので、町側の勝訴ということで、一連の判決が終結したことを確認いたしました。

以上、報告第28号についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第29号の説明を求めます。

町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） 報告第29号をご覧ください。

報告第29号 損害賠償請求についてであります。損害賠償請求額1億6,099万740円で、原告の損害賠償請求の原因としては、ペット霊園を造るため、土砂等による土地の埋立事業許可を取得し、搬入路設置と埋立ての工事を行っていたところ、工事途中において工事の中断、ひいては予定していたペット霊園事業の廃止を余儀なくされたとのこと。

その結果なんですが、6回の口頭弁論期日を行い、令和3年12月21日に裁判所が原告からの取下げ書を受領し、結果的に訴訟は終了しました。

詳細につきましては、報告第29号訴訟の経過をご覧ください。

以上、報告といたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第30号から報告第31号を一括して説明を求めます。

まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第30号をご覧ください。

報告第30号 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約書についてであります。県央地域9市町村、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗、城里町、東海村が令和2年に水戸市が中核市に移行したことで連携中枢都市圏の要件を満たしたことになりまして、昨年11月に水戸市が形成に必要な手続である連携中枢都市宣言を実施、その後、12月に連携市町村の議会において協約に関する議決をいただきまして、令和4年2月21日に連携協約を締結したものでございます。

詳細につきましては、協約書1ページから6ページをご覧ください。

次に、報告第31号をご覧ください。

報告第31号 いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンについてであります。ただいま申し上げました協約書に基づき、重要なテーマに「移住・定住の促進」や「関係人口の拡大の推進」、「茨城空港・茨城港の機能の活用」などを位置づけまして、現在の圏域人口約70万6,000人から、2045年の圏域人口の目標を約65万人と設定しまして、ビジョンに掲げました30事業について、令和4年度から令和8年度までの5年間、国からの財政支援を受けながら、総事業費約10億円の事業を行うものでございます。

詳細につきましては、本冊子の1ページから75ページに掲載されておりますので、後ほどご覧ください。

以上、報告第30号、31号について説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第32号の説明を求めます。

都市建課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 報告第32号をご覧ください。

報告第32号 都市計画道路の変更についてでございますが、こちらについては、令和3年7月30日の臨時議会において途中経過のご説明をしたところでございますが、今回、改選もありましたので、再度説明したいと思います。

この計画につきましては、都市計画決定後において未着手になっている都市計画道路について、国土交通省都市計画運用指針、茨城県都市計画道路再点検指針に基づきまして、計画の必要性、事業の実現性を再点検し、計画の存続、変更、廃止の方向性について検討・協議を行い、都市計画道路の変更を行ったところでございます。

これまでの経緯といたしましては、平成29年度より着手いたしまして、昨年度、令和3年7月30日に議会全員協議会のご説明をいたしました。その後、9月1日に公聴会を実施いたしました。その後、12月17日に町都市計画審議会を開催し、決定しまして、その後、令和4年1月13日に茨城県都市計画審議会のほうに申請していたものについて決定をなされたものでございます。

内容についてですが、こちらの総括図ですが、赤が県決定3路線、青が町決定3路線でございます。

内容といたしましては、各計画道路について、幅員の見直しを行いまして、かかる事業費についての節減を図っているものでございます。

こちらが池の内線です。

こちらが米沢・風隼になります。こちらのほうがローソンがあるところになります。

こちらについては、石塚地内の田町線、こちらも石塚地内の中央線。

こちらについては、こちらが町庁舎になるんですが、こちらから常北中学校に来る路線について、既存の町道を活用することで廃止としているものです。

こちらについてが増井線ですね。十万原のほうからセブンイレブンの北側のほうになる部分についての道路について、幅員の縮小をいたしまして、変更したものでございます。

詳細については、1ページから9ページの報告書のほうをご覧くださいと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第33号の説明を求めます。

まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第33号をご覧ください。

報告第33号 令和3年度行政評価報告書についてであります。資料1ページでございます。

上段になりますけれども、行政評価システムの概要ということで、(1)の行政評価制度導入の背景に記載してありますように、町の総合計画に掲げた町の将来像「人と自然が響きあいともに輝く住みよいまち」の実現を目指して、平成20年度から3年間の計画で行政評価を導入しました。その後、毎年行政評価を行いまして、定期的にご報告をさせていただいている内容でございます。

今回、昨年度と大きな変更はございませんけれども、評価結果につきましては、3ページにありますように、161の事業を評価いたしまして、4ページになりますけれども、上段の表ですね、廃止の方向で検討する事業ということで、グリーンツーリズム事業、県営畑地帯総合整備事業、森林経営安定事業の3事業が廃止となります。理由としましては、事業の終了や補助金の廃止となっております。

なお、5ページになりますけれども、施策につきましては、総合計画にひもづいた33の施策について評価をしてございまして、目標を上回る施策として、道路・交通体系の整備、下水道の整備、防犯・交通安全対策の推進、消費者保護の推進の4施策、目標を下回る施策としましては、河川の整備、景観の形成、消防・救急体制の強化と防災の推進、商工業の振興、観光・レクリエーションの振興の5施策となっております。

詳細につきましては、報告第33号説明資料をご覧くださいと存じます。

以上、報告第33号について説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第34号の説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 報告第34号 城里町財務書類4表についてであります。城里町統一的な基準による財務書類でございます。

平成27年度決算から統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算表、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、公表しているものでございます。

詳細につきましては、令和2年度城里町統一的な基準による財務書類4表の1ページから11ページをご覧ください。

以上、報告第34号について説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第35号の説明を求めます。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告第35号をご覧ください。

報告第35号 令和3年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書（令和2年度分対象）についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき報告するものです。

詳細については、報告第35号城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書をご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、報告第35号について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第36号の説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 報告第36号をご覧ください。

報告第36号 城里町耐震改修促進計画についてご説明いたします。

城里町においては、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、町民の生命及び財産保護を目的といたしまして、平成22年3月に城里町耐震改修促進計画を策定して、建築物の耐震改修を促進してきたところでございます。

国は、昨年12月に建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を改定し、茨城県においても、茨城県耐震改修計画第3次が改定されたところでございます。

本町におきましても、国の基本方針及び県計画の内容を踏まえ、建築物の耐震化を促進することを目的といたしまして、城里町耐震改修促進計画を改定したものでございます。

先ほど報告第27号でありました危険ブロック塀等の撤去についての要綱に関わるものについても、今回明記しているものでございます。

詳細については、1ページから63ページの本耐震改修促進計画をご覧くださいと思います。

以上、報告第36号についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 報告第37号の説明については省略いたします。

これより報告に対する質問をお受けいたします。

質問は、初めに報告番号を言ってから簡潔にお願いしたいと思います。

なお、この報告の質問につきましては、所管関係なく質問できますので、よろしくお願いいたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 財務課長にちょっと聞きたいんですけども、一応この報告でいくと、非常に補助金等が算出されているようですけれども、総額で幾らになりますか。

○議長（阿久津則男君） これは、報告は全体ですか。

○14番（小坪 孝君） 全体。

○議長（阿久津則男君） 全体。

○14番（小坪 孝君） 予算組むのに計算されていると思うんで。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪議員に申し上げますが、これ、個人的に後ででまづいですか。

○14番（小坪 孝君） はい。

○議長（阿久津則男君） すみません、小坪議員。

○14番（小坪 孝君） 総額分からしないで予算組んだの。

じゃ、この歳入は、何を充てて補助金が出せるのか、収入面を教えてください。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪議員に申し上げますが、これ、報告……

○14番（小唄 孝君） 報告でも、予算組みが、今年度の予算で組んであるだろうと思うんで、その歳入がなければ、予算組みの根拠というか、金の財源の根拠がなくて予算組めるわけではないと思うんですよ。だから、その財源は何を基に組んでいるんですかと言うの。ただ数字だけ並べてやっているだけなんですか。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 14番小唄議員のご質問にお答えします。

一応歳入の財源ということですので、予算書のほうでいきますと、第1表にあります町税とか、町税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金等いろいろありまして、環境性能割交付金等全部、予算書の2ページ、3ページ、4ページにあるものが財源として充てられております。

○議長（阿久津則男君） 14番。

○14番（小唄 孝君） 町税だとか何とか御託を並べているようですけれども、町の財源というのは20億円しか入ってこないんですよ、そういう町税は。それで、役場職員の給料だけで20億円は算出されちゃうんですよ。こういう事業に回すだけの予算がないんですよ。借金だって、年間10億円も起債を返済しなくちゃならない。そういう形でいくと、こういう補助金を算出するだけの町の財源はないんですよ。それがきちんと説明してください。町の町税集めた20億円は、皆さんの給料でなくなっちゃうんです。よく考えて。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 14番小唄議員のただいまの質問でございますが、今回の一般質問で綿引議員さんのほうで質問されていますので……

○14番（小唄 孝君） 一般質問とは関係なく私は聞いているだけけれども、全協だから。きちんと教えてくださいよ。一般質問は一般質問だと思うだけけれども。

○財務課長（雨宮忠芳君） 町税と交付税等の38億円とか、そういうのを見越して予算は組んでおります。

○14番（小唄 孝君） 歳出が、これだけの膨大な金額に行くのに、歳入が何があるんですかって、目玉の歳入が。10億円くらいの歳入が何があるんですか。15億円。これ、借金17億円しているんですよ、さっきの予算からいくと。17億円起債。17億円借金してこれだけの事業をやるというのには、10億円くらいの歳入が何があるんですかって、町の歳入で。そういうのがなくてこういうのができるということが全然根拠がないでしょうと言うの。

○議長（阿久津則男君） 町長。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

ぜひですね、地方財政制度について根本から説明というのが必要な内容かなというふうに思いました。

地方財政制度というのは、国が全ての自治体について必要な行政サービスが行うことができるよう地方交付税を交付するという制度になっておりまして、その制度として、基準財政需要額、この自治体を運営するにはこれぐらいの財源が必要であろうという基準財政需要額というのが国のほうで算出されます。

その基準財政需要額というのはどうやって計算されるかということ、お年寄りが何人いるかとか、道路の延長が何キロあるかとか、学校が何校あるかとか、そういったものを一つ一つ積み上げて、基準財政需要額というのは計算されます。

それに対して、その自治体が平均的にどれぐらい自主財源があるか、基準財政収入額が一方で計算されます。その差額を地方交付税として埋める仕組みがありますので、それによって必要なサービスが提供できる仕組みとなっております。

○14番（小塚 孝君） 町長の説明からいくと、さっきも交付税幾らですかと聞いたわけですよ。そうしたら、38億円、今年度の予算に入っているのが。そうすると、全然増えてないですよ、38億円というのは。今までが40億円以上超えてないの。それが38億円しかないの。この事業をやるのには、この交付税が、町長が説明するとしたらば、60億円、70億円、80億円入っているんだったら説明が成り立つと思うんだけど、交付税、交付税と言ったって、交付税は全然増えてないの、町の借金だけが増えているだけで。

歳入も考えないでこういう事業をやっているのは、今までの町長では誰一人いませんよ。今までの町長は、サテライトを造って、金をつくり出すという考えで、あとは企業を呼ばって、固定資産税や、やっぱりそういう財源を増やして、それでやっているんだけど、あなたは何をやったんですか。

○議長（阿久津則男君） 質問はもう3回以上になっているので、次に進みます。あとは個人的にお願いします。

次の質問ある方。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） それでは、まず報告第2号、それから報告第10号、報告第25号、報告第28号についてお伺いをいたします。

報告第2号でございますけれども、これ、地域おこし協力隊なんですけれども、通常3年というところを、このコロナ禍の中で活動をしていって、その中で、活動するのに、コロナ禍で思ったような活動ができなかったということだと思っておりますけれども、それで2年延長しますよということですよ。

この2年延長した分は、国の助成をこれ、まず受けられるのかということと、コロナの影響があったということを活動の中でどのようにそれを認めるのか。

それから、当然農業部門、農政課のほうにも協力隊いると思っておりますけれども、こちらと同じなのかどうか、この3点についてお伺いします。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 6番加藤木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

費用につきましては、全額今までどおり国のほうから来ます。

それと、活動をどのように認めるのかということでございますけれども、年間計画の中で、例えばボクシング教室を10回開くとか、20回開くという計画が出てきます。そうした中で、コロナ禍で2回しかできなかったとか、そういうことで比較のほうはさせていただいております。

そのようなことで、コロナの影響があつて思うように活動ができなかったということで、今回このような要綱を定めまして、国のほうからの要綱でもございますので、そういうことで対応させていただいたということでございます。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ありがとうございます。

どのような影響があつたかという部分が一番重要だと思うんですけども、安易にそれを、あと2年いたいなということで、安易にね、無かったものをあるようにとかということがないように、その辺のところもよく担当課、町のほうでもよく精査して、それで決定をしていただきたいなというふうに思っています。

次に、報告第10号、これ、水道の漏えいに関することだと思うんですけども、漏水ですね。漏水の減免基準の一部改正ということなんですけれども、まず1つに、改正の理由、これを改正した理由、それとこれ、1年前に遡るということなんですけれども、これ、遡る理由、何かあるのかな。

それと、もう一点は、令和4年の4月1日からの適用でいいんじゃないかなと思うんですけども、これが昨年の令和3年の4月1日からの適用ということなんですけれども、何か意図があるのかどうかお伺いします。

○議長（阿久津則男君） 水道課長園部 繁君。

○水道課長（園部 繁君） ただいま6番加藤木議員のご質問の件でございますが、報告第10号に関連する質問といたしまして、一般質問でも同様の内容をお受けしておるんですが、この場でご回答したほうがよろしいのかどうか、ちょっとお諮りいただきたいと思っております。

○議長（阿久津則男君） 関議員の質問に入っているんですね。

では……

○11番（関 誠一郎君） 議長。

○議長（阿久津則男君） はい。

○11番（関 誠一郎君） どうせいろいろな状況が分かる可能性もあるから、いいよ、答えてもらって。今度私が一般するときには、傍聴者がいっぱい来るから。傍聴者にも分か

るように私はもう一回やります。同じことをやるからね。

○議長（阿久津則男君）　じゃ、水道課長、答弁をお願いします。

○水道課長（園部　繁君）　それでは、ただいま加藤木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、改正の理由についてでございます。

今回減免基準の改正につきましては、社会福祉法に掲げる第二種社会福祉事業の事業者である当該施設、公益性が高く、社会福祉の増進に寄与することを目的として運営されている非営利法人におきまして、適切な管理をしながら漏水が発見されなかったということで、多くの漏水に係る費用が発生したことに伴いまして、こちらの減免基準、以前漏水の月の1か月というものにつきまして、12か月、1年分に遡りまして減免をできるというような内容の改正をしたということになっております。

こちらにつきましては、また令和4年4月1日の改正でよいのではないかということにつきまして、令和3年4月1日から遡り適用ということにつきましては、現在、漏水事故が発生した事案を鑑みまして、令和3年4月1日からの適用というように改正をしたものでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君）　6番加藤木　直君。

○6番（加藤木　直君）　ちょっと意味が分かんない、言われたことが。

まず、適正な管理をされていて、しかもそういうことが起きた。これ、一般の家庭の水道の検針の方がいますよね。例えば、前の月からのかなり水道料に差があるときには、必ず、私のうちなんかもそうなんですけれども、そういうときって、もしかすると漏水している、漏れていますよというようなメッセージが入って、それで検針票を置いていくと思うんですよね。

それがね、だから半年も1年も2年も3年もって、そういうふうには、多分ほうっておくということ自体が、ちゃんとした管理がされていないのかなというふうには思っています。自己責任ですよ。

ですから、本来であれば、1か月分、今までどおりでも問題ないんじゃないかなと思うんですよ。それをなぜこの改正しなくちゃならないのかなと。

これ、福祉関係のところということなんですけれども、これ、一般の家庭もしくは町内の事業者、ほかのですね。事業者なんかは、これ、福祉関係のところだけなのか。それとも、この1年遡るというのはね。それとも、一般のそれと関係ないけれども、普通の会社なんかでもそういったことが起こり得ると思うんですよ。そういう場合にどうするのか、そういったものを。それはそのときにまた考えて、変更でもするのか。ちょっといいですか、課長。

○議長（阿久津則男君）　水道課長園部　繁君。

○水道課長（園部 繁君） 引き続き加藤木議員のご質問にお答えいたします。

まず、漏水関係につきまして、漏水が発見される状況についてでございますが、今回の事案につきましては、長年にわたり毎月少しずつ漏水、水道料が増えていったということで、前月との比較でなかなか検知できない部分があったということでございます。

数年間にわたりまして徐々に増えていったもので、最終的にかなりの量が漏水していたということが分かったという状態でございます。

また、福祉事業者以外の一般の方とかの適用はどうかということでございますが、今回の改正の内容におきましては、福祉事業者が運営する福祉第一種、第二種の施設ということに現在は限定をされているところでございます。

以上でございます。

〔「それはおかしいべ」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 現在のこの、現在問題があるというのは、そういう場所があるということなんですか、そうしますと。

ということは、そういうところがあって、後で、じゃこの要綱を変えたというふうに理解してもよろしいんですかね。課長、お願いします。

○議長（阿久津則男君） 水道課長園部 繁君。

○水道課長（園部 繁君） 加藤木議員のご質問にお答えいたします。

そのようにお考えいただいて結構だと思っております。

〔「俺の町にそういう施設しかねえのけ。福祉事業」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） あれ、もっとありましたよね。

6番加藤木 直君。

〔「おかしいべよな」と呼ぶ者あり〕

○6番（加藤木 直君） じゃ、あとこの漏水認定減免基準については、この後、関議員のほうでも一般質問等がありますので、この先よろしくお願いをしたいと思います。

次に、報告第25号ですね。元気アップ振興券の第5弾ですけれども、まち戦課長、これ、財源の内訳教えていただいてよろしいですか、財源内訳。財源。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 元気アップ振興券（第5弾）の財源内訳というご質問でございます。

今考えてございますのが、1億252万1,000円ほど今回総事業費でございまして、充当は9,845万円ということで、今のところ充当を考えてございます。

〔「何の充当」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません。1億252万1,000円に対しまして、令

和4年度の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金が令和4年度で1億4,260万円ほど予定してございますので、その中で9,845万円を充当する予定で計画をしてございます。

以上です。

〔「残りは」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 残りは一般財源で充ててございますけれども、これ、100%で充ててございますんで、100%で1億252万1,000円かかるということで試算をしておりますが、今までの第4弾までの平均が、換金率が98%ということになってございますので、大体最終的には、今回の場合は一般財源の持ち出しはまずないかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 私ども議員は、このコロナ禍の中で、当初、この元気アップ振興券、一番初めはほとんどこのコロナ対策の交付金だということだと思っていたんですけども、後で見ますと、かなり一般会計からもぶち込まれているという部分が、1弾目、2弾目ぐらいかな。3弾目ぐらいまでか。ちょっと見てみないと分からないけれども、前回の4弾目は丸々交付金ですけども、今回はどうなのかなと思ひましてお聞きしました。

それで、若干は、じゃ一般会計からも投入するということになるんですね、予算上は。なるんですね。

〔「なります」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、ちょっとお時間いただきます。

すみません、先ほどの説明で、今回臨時交付金を今現在、1億252万1,000円に対して9,845万円充てる。今、一財が400万円ほど充たってございます。これが振興券が98%台で最終的に精算できれば、この400万円は、もうほとんどゼロに近い数字で、一般財源のほうは減ってきますので、そういうことで今回についてはご理解をいただきたいと思ひます。

あと、付け加えてご説明させていただきますと、加藤木議員さんおっしゃるように、令和2年度、令和3年度については、事業を繰り越したりとか何かという複雑な仕組みの中でやってきたものですから、なかなかうまく調整ができなかったというのもございまして、振興券については、やはり最終的な金額も大きいものですから、その調整の中では、若干一般財源のほうも持ち出した部分がございますので、それは事務方としても理解してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 私は、当初の説明の中で、ほとんど交付金なんですよというこ

とだったので、そういうふうにならずに思っていたんですけれども、後で内情を見ますと、かなり一般会計も入れている部分あるなということだったので、ですから今後、コロナ関係の事業をやるときには、必ずその財源の内訳というものをちゃんとお示しをしていただいて、それで説明をしていただきたいなというふうに思います。よろしいですね。

次に、報告第28号なんですけれども、税務課。太陽光の発電設備のこれは評価額に関わるこれ、訴訟ですね。

訴訟の内容につきましては、よく説明先ほどいただいたので分かりました。

これは、ほかにこのような同様のこういった案件が、訴訟まで行ってないけれども、そういうのを言われていますよというようなものがあるのか。それと、もしあるのであれば、何件ぐらいあるのかなというふうに思います。

また、太陽光も、このところたくさん増えてきて、それでその土地の評価に関するものは、売ってしまった部分についてはあれなんですけれども、個人でやっている方なんか、若干自分の税を支払うという部分では、農地から例えば、農地よりも若干高くなりますよね。宅地並み課税になると思うんですよね。ですから、そういったものが今後増えてくるのかなと、どうなのかなというふうに思っているんですけれども、同様の不服申立て、こういったものがあるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（阿久津則男君） すみません、加藤木議員、これも何か関さんの質問に入っているというんですが、関さん、どうですか。

○11番（関 誠一郎君） 入ってない。

○議長（阿久津則男君） 入ってない。じゃ、大丈夫です。入っているって聞いたからさ。税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 6番加藤木議員さんのご質問にお答えいたします。

現時点で私が把握している範囲ですが、そういった訴訟になりそうだという話は伺っていませんが、再度調査しまして、ご回答したいと思います。それでよろしいでしょうか。

○6番（加藤木 直君） はい、結構です。

○議長（阿久津則男君） じゃ、ほかにございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 訴訟の件でこの問題は入っていませんので、今、太陽光パネルの土地の評価額なんですけれども、この裁判に当たるにつれて、町は当初の評価額より0.23%かなんか下げた経緯はありませんか。この裁判前に地主さんから申立てされて、評価額を0.23%下げたというようなことはなかったかどうか、税務課長に聞きたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 11番関議員さんのご質問にお答えいたします。

ただいまの質問でございますけれども、詳細をちょっと確認させていただいてからで、

回答でよろしいでしょうか。

○11番（関 誠一郎君） はい。

○税務課長（佐藤 宰君） すみません、少々お時間いただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 再度調査していただきたいんですけども、というのはなぜかという、この訴訟を起こした方、私、よく存じておまして、全て今までの資料を見ました。そうすると、町で評価額をこれだけ、地図の中で評価額はこれだよと出ている中で、結局その方が訴訟しますよというような形で動き始めたら、町のほうが0.23ぐらいかな、評価額を下げたというふうにその方が言っていましたので、その確認を税務課長、再度確認しまして、報告をよろしくお願いたします。はい、結構です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この報告がね、こんなに異常なほど多い報告初めてです。この報告について、こんなにたくさんの報告が出されること自体が、ちょっと私、疑問なんです。少しずつ、一つ一つ聞いていきたいと思えます。取りあえず番号だけ言っておきます。1番、7番、17番、19番、20番、22番、27番、29番についてお伺いたします。ちょっと踏み込んだものもあれば、簡単なものもありますので、一つ一つお伺いたします。

取りあえず1番からお聞きいたします。

学校の管理規則の一部改正で、近隣の学校も変更しているんでしょうかというようなこととか、これは説明があったので、変わったんだと思うんですけども、副校長と教頭の違い、教頭は格下げになるんでしょうか。どういうことがあってこれを出されたのか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） 8番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

まず結論から申し上げますと、副校長とおっしゃいましたよね。決して格下げとかいうことではございません。

従来、この副校長というのは、定かじゃないんですが、十五、六年ほど前に新たにやった職名ですが、校長の補佐をするということで、非常に勤務量が多いので、教頭、実際に校長、教頭、教諭ということだったんですけども、そういう中で、校長の業務を補佐するような、補助するような、そういう立場の職名が出てきました。

ただし、これ、規模の大きさによりまして、例えば本町のような規模の学校では、そういう、結局副校長と教頭2人いる学校もございしますが、大規模な学校、一学年七、八、そのぐらい大きなところに配置されております。

それ以外にありましたでしょうか。それでよろしいですか。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 確かにね、そういうことあってだと思うんですけども、この少子化の城里町の少ない中で、長と副校長、教頭まで必要なのかなというのをちょっと感じます。

確かにですね、今、コロナで非常に大きな問題もあって、先生方の仕事の面、それから仕事の量が非常に多くなっているというのはよく存じていますので、そういう意味で、副校長ということにしたのかなと思うんですけども、確かに教育一貫校とか、ああいうところならば副校長というのも必要かもしれないんですけども、副校長となると、給与の面とか、そちらのほうにも負担がかかってくると思いますし、それは全部国で負担するのでしょうか、町で負担するのでしょうか。そこら辺のところはどういうことなのか、どうしても副校長は必要なかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 8番藤咲議員の質問について再度お答えいたします。

城里町におきましては該当するような学校はございませんが、あくまでも県の例規改正に伴う町の規則の改定でありますので、城里町としては、そのような役職の職員は配置する予定はございません。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 配置する予定がないのに要綱に挙げるんですか、これは。それともどういうことなんでしょうか。あったときのための要綱で挙げておくんですか。要綱というか、何でしょうかね。ちょっとあれなんですけれども、入れたんですね、じゃ。どういうことなんでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 再度ご質問にお答えします。

あくまでも県の例規改正に伴う城里町の規則の改定になります。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

じゃ、次。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 次、報告第7号ですけども、高校通学費の助成金交付なんですけど、これは高校通学といっても、高校だけじゃなく、通学助成金というの、これは小学校、中学校、高校、専門学校、大学生まで適用することになったと。

それで、この内容をよく見てみますと、6か月もできるようになったと、6か月の定期を購入しても補助が受けられるようになったと書いてありましたけれども、そうでしたっけ。そういうことですか。そういうことですか、確認をします。

○議長（阿久津則男君） 局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 8番藤咲議員の質問にお答えさせていただきます。

従来より鉄道に関しましては6か月の定期しか買うことができませんので、そちらについては、前から6か月ということで明記させていただいております。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これ、もしかしたら私の勘違いかな。小学生、中学生、専門学校生、大学生まで交通費の補助が受けられるようになったというようなことでしたよね。そうですね。違うんでしたっけ。別なところですか、これ。

ああ、もしかしたら、ごめんなさい。これ、19番かもしれない。失礼いたしました。分かりました。19番の質問です。失礼いたしました。大変申し訳ありません。

報告第7号について、ちょっと質問します。

報告の7号なんですけれども、交通通学費の助成交付金は、6か月って今、答弁もいただきましたけれども、納税の完納というのがやっぱり条件にあるんですけれども、この納税の完納というのは、なかなかいろいろ対象が引っかかってくるような気がするんですけれども、納税完納されないで受けられないというような方は、町民の中で、児童の中で何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 引き続き藤咲議員の質問にお答えさせていただきます。

詳細な人数等につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 報告に出ているんですので、そこら辺のところはきちんと出していただきたいなと思います。でも、今回の定例会のうちには詳細を報告をしていただきたいと思います。

次、17番、分散型のエネルギー導入、これ、蓄電池の交付金ということなんですけれども、太陽光はかなり金額がかさみます。1回で250万円ぐらいかかると思うんですけれども、1設備、蓄電池も200万円から250万円はかかるんじゃないかと思うんですね。

確かに5万円の補助ということなんですけど、これは今年度からということなんですか、それとも1年前には遡ることはできないんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） それでは、8番藤咲議員の質問にお答えします。

この補助は、県から各市町村へ補助し、市町村から県民への間接補助なもので、県の要綱に沿ったこちらも要綱になっています。

県から今年分の件数、今年だと5件で25万円を確保していますので、去年分というのはありません。今年からですね。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君）　　そうですね。補助を出すのであれば、そこら辺のところはしようがないことなんですかね。でも、今年度分25万円ですか。今、5万円と言ったんですよね。

○議長（阿久津則男君）　　加藤課長。

○町民課長（加藤孝行君）　　1件5万円で、5件分の県から補助金の確保が得られたんで、25万円ということです。

○8番（藤咲芙美子君）　　ああ、そうなんですか。分かりました。

○議長（阿久津則男君）　　8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君）　　そういうことで、なかなか1年前に遡ることはできないと。県からの申入れなんということなんで、それは町民に対してなかなかプラスにするということではできないようです。

　　じゃ、19番に行きます。先ほどのバス通学助成金ですね。大変失礼いたしましたね。

　　コロナよりバスの整備が出て、地方創生の問題があつて、高校生のみならず、8万円を上限に支援ができるということで、これが小学生、中学生、高校生、それから専門学校、大学生まで補助が受けられるようになったという内容です。

　　これは、今まで高校生だけで、1年間の定期を購入すると補助は出るということだったんですけども、今度は6か月まで購入した方にも増えるという内容のもので。これは高校生保護者にとっては非常にうれしいことなんではないかなと思うんですけども、そういうことであれば、低所得者、なかなか何か月分も、定期が高いですので、そういうところで払うことってというのは本当に大変だと思うんですよ。そういうところにも少し補助してあげたらいいんじゃないのかなというの、これは多分、大学生に通っている方もこの町からいらっちゃって、そういうことで出たのかなと思うんですけども、思い切って6か月、3か月、1年、そういう定期の購入の補助をしてあげてはどうでしょうか。

　　これはもちろん低所得者の方も行きます。高校に通います。中学校にも通います。ですので、この方に対しては、滞納、完納、税の完納がなければ受けられないということは避けていただきたいなど。それは、全てが違法な滞納をしている方ばかりではない。払いたくても払えない、そういう方も住民の中にはいらっしゃいます。そういう方たちの支援になるような、そういう方面でしっかりとフォローしてもらえれば、私はうれしいんじゃないのかなということを町民の方は思うんですけども、いかがでしょうか。そういうことで、幅広くお願いしたいと思います。

　　それから、この件について、ああ、ちょっと答弁いただけますか。3か月までやってほしいという答弁。

○議長（阿久津則男君）　　まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　　8番藤咲議員のご質問にお答えをさせていただきます。

答弁になるかどうか分かりませんが、もう一度確認ということで、報告第19号の城里町の路線バス通学費助成金交付要綱のほうになりますけれども、今、議員おっしゃいましたように、幅は小学生から大学生まで広げさせていただきました。

ただ、期間につきましては、年間定期券というようなことで、大学生の場合には、最終年度が学校に行かなくなる時期があるということで、それについては、年間じゃなくてもということで特例のほうを設けさせていただいておりますが、基本的には年間定期券ということでご理解をいただきたいと思います。

それと、以前も同様のご質問があったかと思うんですが、助成対象者について、滞納の問題ですね。前にも何回か藤咲議員のほうからそのようなご質問を私のほうで受けたかと思っておりますけれども、やはり助成金、補助金等を交付する場合には、前例として、滞納をお支払いして、補助金を受けるために補助を申請していただいたというような方もいらっしゃいますので、やはり補助金、助成金については、こればかりを滞納していても払いますよというふうにはなかなか難しいかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） そこなんですよね。住民に優しい町政になるのか、それとも弱者に弱い町政、弱者にきちんと支援してあげられる町政なのか。

幾らこういう助成をつくりました。大学生まで増やしました。6か月まで増やしました。そんないいこと言ったって、お金持ちの人たちには、それはそれでうれしいですよ。非常にうれしいです。でも、お金がなくて、やっと働きながら、二重、三重の働いて、トリプルワークしながら働いているお母さん方が必死で出すその助成に対して、ちょっとだけ税金払うまでできないんだと。ほかの食事も食べさせなくちゃならないし、ちょっとごめんなさいというような人だっているんじゃないかと思うんですよね。そここのところを、だから一把からげにしないで、そういう人たちの話をよく聞いて、それで分納している人には何とか話を聞いてやってあげられるようなこと、私ね……

○議長（阿久津則男君） 藤咲議員、申し上げますが、繰り返しになっちゃうと思うので、簡潔にお願いしたいのと、もしあれなら一般質問でやっていただきたい。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。じゃ、それはそういうことでお願いしたいと思います。

それで、もう一つこの件について、小学生まで、小学生の那珂西のほうでしたか、人たちが、子供たちがバスの運行を利用して通学していました。そのときに自費でお金を出していた。そのときに助成が出ますよということなんですけれども、これは一歩前進しているんじゃないかなというのを私は思っております。でも、できるならばスクールバスを回していただきたいなというところはまだ持っています。

そういうことですが、お答えはできますか。無理であれば、次に行きたいと思うんです

けれども、できますか。いいですね。

じゃ、次、20番、部活推進設置要綱なんですけれども、これ、協議会で20人も要るんでしょうか。協議会の人たちだけでも20人出すんですか。実際に部活に当たれる支援者たちはどのぐらいにいるんでしょうか。それをお聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 8番藤咲議員にお答えいたします。

メンバーなんですけれども、どうしても小学校6年生から中学生にかけて、父兄、先生等をこの中の協議会委員として含めたいと思いますので、そうしますと、こちらの表の設置要綱のほうの別表のほうをご覧くださいければ、おのずと人数が20人近くなってしまうという状況にあります。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 20人、この方たちに町として支援するんでしょうか。国から支援出るんでしょうか。県から出るんですか。支援員というか、こういう人たちが代表でやっていますよね。ボランティアで出すんですか。

○議長（阿久津則男君） 事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 引き続き藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

こちらのほうは、もともと教員の働き方改革ということで、教職員の土・日の勤務をなくして、地方の団体等に中学生の部活を見ていただくということで、令和5年度から令和10年度にかけて実施に移行していくというものなんですけれども、そちらの中で協議会を開きまして、こちらの委員さんのほうでどのように改革していくかということで協議していただく団体となっております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） よく分かりました。ありがとうございます。

中身分からないと、ちょっと事情が見えてきませんので、そういう説明をいただければ分かりました。

次、22番、保育士・教諭などの取組で、令和5年から3%の引上げということなんですけれども、3%引上げは、これ、何月までですか。

○議長（阿久津則男君） こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 8番藤咲議員のご質問にお答えします。

今回の保育士・幼稚園教諭等の処遇改善につきましては、令和4年2月から9月までを3%程度引き上げた事業所に対しまして、国のほうから補助が出るという仕組みになってございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 9月までなんですね。

確かにこれは3%引上げというのは非常にうれしいことなんです。これらの非常に大変な労働では、なかなか大変なんですけれども、9月までという答弁をいただきました。9月以降はどのようになるのでしょうか。

○議長（阿久津則男君） こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 引き続き8番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

今回の補助事業が終了した後の取扱いはどのようになるかというご質問だったと思いますが、一応国のほうでは、今のところ予定としましては、今後は保育士の基準になります。公定価格の見直しによりまして、10月以降も収入を3%程度引き上げる措置を継続していくということになってございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 継続するんですね。するんですね。はい、分かりました。

9月までということと言われたものですから、ちょっと9月までではちょっと少な過ぎるなと思っていました。よかったです。継続するということです。

次、27番。

この27番は、町の危険ブロック、これから補助なんですけれども、平成30年の大阪の震災で被害を受けたということで、私、この30年度、すぐに教育委員会のほうに町内でブロックが危険なところないかどうかを調べてほしいということで、すぐに調査を行っていただきました。

そんなところで、1か所か2か所ぐらい危険な場所があったということで、すぐ対処したということでお聞きいたしました。何で今なんですか。

○議長（阿久津則男君） 都市建課長。

○都市建設課長（大津好男君） 8番藤咲議員からの当時、教育委員会等と連携して早めに対応した上で、なぜ今なのかというご質問でございますが、今回の危険ブロック等撤去補助金交付に当たりましては、先ほどの報告第36号における城里町耐震改修促進計画のほうを策定いたしまして、その中にブロック等に係る撤去等の文言の明記と、それに併せまして、こちらの36号のこちらの耐震改修促進計画の中で追加しております。

というのは、国及び県の補助を採択するに当たっては、こちらの計画を策定していないことには採択されませんので、先ほど申したとおり、県・国における耐震改修促進計画の改定に併せまして、町のほうでも昨年度末に耐震計画の改修の改定を行った中で、今回のブロック等の撤去に係る部分を明記しました。それによって、事業実施が、まだ予算確定しておりませんが、今回の令和4年度からのものによっているものでございます。

対応が遅れた件については、申し訳ないと思いますが、これから順次周知しながら、危険箇所に対しては対応していきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

その危険箇所ね、その当時やった方、修理した人たちは、多分二十数万円、30万円、40万円かけて修理したんだと思うんです。そのときにもっと早くやっていたら、20万円の限度額でも補助はできたんじゃないかなというのをちょっと感じますけれども、どこの方たちが修理したか分かりません。しかし、対応がやっぱり遅いです。

もう大阪の阪神線でやるって、もうこういう事情が出ているというようなことは分かっているんですから、しっかりとですね、そういうところをこれからはどうしたらいいかというような、そういう対策にお金を使っていたらいいなと私は思っております。

とにかく対応が遅いです。今からでは遅くはないとは思いますが、いつまで続くのか、国の補助がなければなくなってしまうのか、そこら辺のところも心配になっています。

国の補助がなければ終わっちゃうんですかね、グリーンツーリズムみたいに。どうなんでしょうか。補助がなくなったらやめるんですか。

○議長（阿久津則男君） 大津課長。

○都市建設課長（大津好男君） 8番藤咲議員からの国・県補助のほうがなくなれば、もう続かないのかという話でございますが、今回の交付要綱に関しては、中に明記してあるとおり、国の補助要綱に伴って実施しているものでございます。ということであれば、国の制度がなくなる限りは続くものでございます。

もし、たればの話になりますが、もしなくなったというのは、今のところは仮定しないで、議員ご指摘のとおり、少し事業の着手が遅くなりましたが、今後については、町民、児童・生徒の安全のために事業を推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 最後です。すみません、長くなって。

29号の損害賠償について、ペット霊園の工事の中断ということで訴訟になりました。これについては、大変なものが、お金も出たんじゃないかなと思うんですけれども、最終的に町で払ったお金は幾らになるんですか。

〔「議長、私の一般質問にかぶっているから」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） あっ、この問題。

○8番（藤咲芙美子君） 入るか。

〔「かぶっている」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤咲芙美子君） ああ、そう。じゃ、いいです。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） はい、大丈夫です。

終わります。ありがとうございました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 以上で報告を終了いたします。

なお、令和4年度城里町全6会計の予算審議であります。議長を除く全議員により予算特別委員会を設置し、別紙会期日程案により常任委員会を所管分について審議する分科会方式により行いたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る4月19日火曜日、午前10時をもって令和4年第1回城里町議会定例会……

〔「すみません、町民課が説明したいっていう話が」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） そうだ。大変失礼しました。

町民課長のほうから、環境センターストックヤードの説明をしたいということでありますので、この際これを認めます。

加藤課長、よろしく願いいたします。

加藤課長。

○町民課長（加藤孝行君） すみません、少しの間お時間をいただきます。

新ごみ処理施設ストックヤード整備事業についてという資料は皆さんあるでしょうか。

5枚組になっていると思うんですが、3枚目と4枚目にストックヤード建設参考写真、4枚目にストックヤード整備計画概要図というのがありますが、まず最初、文のほうで説明したいと思います。

1ページ目ですね。

施設整備の目的と基本方針ということで、新環境センターは、令和3年度から供用を開始し、焼却施設、リサイクル施設の整備を行いました。処理対象物は、燃えるごみ、缶・瓶類、ペットボトル、プラスチック製品、プラスチック製容器包装です。

新環境センターの供用開始後、旧環境センターは解体撤去工事を行い、今年の3月に解体工事は終了しております。本事業では、その跡地利用、約5,000平米について計画しました。

跡地利用施設は、粗大ごみ、紙類、布類、有害ごみ、小型家電を処理対象とし、それを貯留するストックヤードを整備していきます。

収集した資源ごみを貯留するストックヤードの面積を含めた建物の面積は、環境センター跡地利用計画で試算した結果、紙類、布類、有害ごみ、小型家電を合わせた貯留面積とトラックの積み下ろしの面積も含め、約250平米から300平米の計画となっております。

また、紙類、布類の保管については、資源ごみとして再利用するため、雨風をしのげる建築物が必要となるため、重量鉄骨造の建物、別紙にあります、を建設予定です。

また、跡地利用で建物以外の部分は外構工事を行い、全体をアスファルト舗装して、粗大ごみ処理場として使用します。

現在、粗大ごみ処理場は、町道を挟んだ離れた所にあるため、フォークリフトなど重機が町道を通って燃えるごみなどを新環境センターに運んでいる状況です。作業効率も悪く、一般自動車との接触も考えられ危険です。旧環境センター跡地は新環境センターに隣接しています。また、現粗大ごみ処理場は、これからは災害ごみ置場として確保する予定です。

城里町では、国、茨城県の指針の下、令和元年度に一般廃棄物処理基本計画の改訂版を策定しています。その中でも、廃棄物問題は、家庭及び事業者から排出されるごみの処理にとどまらず、廃棄物の発生を抑制するための施策を講じていくことが重要とうたっています。

今後は、将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、①廃棄物等の減量、②資源の循環的な利用（再使用・再生利用）、③適正処分の確保等により天然資源の消費を抑制し、環境への負担を低減することにより、環境を保全する循環型社会への転換が求められます。

そこで、新たに分別収集を開始し、循環型社会を構築するための跡地利用計画となります。紙類回収を各地区年4回から月に1回に回数を増やし、新たに布類の回収を月1回、プラスチック製容器包装を月2回、回収を行うため、ストックヤードを建設し、ごみの消費量を減らし、ごみの資源化率を上げていく計画です。

ごみの減量化は、最近ではコンビニでお弁当類についてくるプラスチック製のスプーンやフォークの配布を中止する計画や、スーパーなどでは独自に資源ごみ回収をするなど、世界的に取り組んでいる問題です。

2として、跡地利用計画の進行状況と今後の予定。

現在、跡地利用計画の進行状況は、測量、地質調査業務が終了し、調査資料を基に職員が造成工事の実施設計を行い、終了しましたので、今週、旧環境センター跡地造成工事を町内業者の一般競争入札で762万3,000円で発注しました。

ストックヤード建設工事实施設計業務の予算を継続費の委託費で880万円で計上しました。12月の臨時会では2,211万円でしたが、仕様書の見直しを行い、測量と地質調査を抜いて880万円となりました。

仕様書を見直した部分は、管理技術者（衛生工学部門（廃棄物管理者）または建築部門の資格及び業務経験を有する者）を配置すること。業務経験で、過去10年間以内に地方公共団体が発注した一般廃棄物処理のストックヤードに係わる実施設計業務の実施を有することの部分を除きました。

今後の予定は、ストックヤード建設工事实施設計業務を発注しまして、実施設計書がで

き次第、建築工事を発注する予定です。

それで、その後の図なんですけど、下にストックヤード建設予定地となって、赤い部分ですね。ストックヤード建設予定地、ここの部分にストックヤード建設予定ですけど、なっていますけど、今ここはもう解体が終わっていますので、更地状態になっています。

そして、次のページですけど、うちのほうで建てる形の建物ですか、大体こういう建物を予想しています。それで、この建物の中に、一番下の図で段ボールってありますけれども、コンクリートで区画を分けて、その分けた部分に紙類、布類で置く予定です。

最後のページで、整備計画概略図ですけど、左側が新環境センター、もうできているところですね。そこの図で言う右側、四角い大きい部分ですね。この部分が約5,000平米あるんですけど、建物は上の部分の今のところ250から300平米で、下の部分で、ここはアスファルト舗装を全面しまして、ここで粗大ごみ持ってきたものをトラックで置いて、あとは作業員が手選別で分けていく場所となります。

説明は以上です。お時間をいただきありがとうございました。

○議長（阿久津則男君） 担当課長の説明が終わりました。

質問をお受けいたしますが、14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） この説明は何なんです、これ。ちんぷんかんぷんで、私は何も分からないんですけども、こういう実施設計やったり、事業がやってあるなんていうのは、どういうことでできているんですか、これ。手順が違うと思うんですけども。そういう説明が何の説明しているのか、私、全然分からないんですけども、どういうことなんです、これ。

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） 建物の実施設計は、これから予算が通ってから行う予定です。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 予算が通ってからって、予算が通ってからちゃんとやってくださいよ。予算が通らないうちに、こういうことをやりますなんていう説明はナンセンスな話で、一応は予算は議会からもらう。執行するのは執行部がやる。そういう形で、両輪のごとく回っていくということがルールなんだから、そういうのが意味が分からないんだよ、これね、全然。

修正で予算は通ってなかったでしょう。それなのに何でこれができるんですか。やっぱり予算をきちんと頂いて、事業を進めるなら、それは結構だと思う。

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） これから実施設計等は予算が通ってから行います。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 予算が通ってから、こういうね、きちんとやっているならいいけれども、ルールを破ったんでは、議会選挙も何も、議員さん要らないでしょう。それを

言いたい。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） このストックヤードを造ることによって、ごみの削減、少量化、何か意味が分からない。

それと、一般競争入札で762万3,000円で発注したということなんですけれども、この財源、それと工事の内容を教えてください。

○議長（阿久津則男君） 加藤課長。

○町民課長（加藤孝行君） 工事費のほうは継続費で取ってあるんで、その予算で発注しました。

あと、造成の内容としては、白山グラウンドにある土を……

〔「何、継続費というのは」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） 白山グラウンドにある土があるんですが、その土を持ってきて盛土する予定です。

○議長（阿久津則男君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 根本的にね、今、町が工事発注するに当たって、全部場当たりの。これ、解体したら、整地するのは当たり前でしょう。

なおさらこれ、多分フェンス工事なんかも入っているんでしょ、これ。入ってないの。

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤君。

○町民課長（加藤孝行君） あくまで土を持ってきて整地するだけです、今回の工事は。

○11番（関 誠一郎君） 分かった分かった。

整地は分かるよ。でも、解体して、結局この新築した処理場もそうですよ。持っていった土、どこへ行っちゃったか分からない。今度これ壊して、壊したら整地まで普通入札に入るでしょうよ。何で、後で白山から土を持ってきて入れるんだって、何でそういう場当たりな工事をやるんですか。総合的に何で計画できないの。だから、信用できなくなるんですよ。

それで、結局発注するとき、この間の解体もそうですけれども、発注するときはこういう形で発注、最後の整地までやるんですよと、そういう説明全くないじゃないですか。段差ができたから、今度土を白山から持ってくる。そういう話、全然なかったじゃないですか。

解体したなら、石塚小学校のプールもそうですけれども、解体したら、きれいに、同じ地盤にして整地して、それを町へ工事終了として引き渡すのが普通なんです。全部中途半端だ。

〔「それはおかしいな」と呼ぶ者あり〕

○11番（関 誠一郎君） もう少ししっかり……

〔「GLまで戻すということに仕様書は入っているんだぞ」と呼ぶ者あり〕

○11番（関 誠一郎君） もう少ししっかりしてくださいよ。

答弁いいです。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

○14番（小坪 孝君） 今のちょっと関さんが言ったように、解体の仕様書には、平らに戻すという仕様書になっているんですよ。あの小学校のプールにしても、環境センターにしても、そういう設計になっているの。解体のGLに整地をするということに。それは私は確認しているの。だから、そういうことが後から追加工事で出すなんていうのは、いかげんな話。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

7番猿田正純君。

○7番（猿田正純君） この880万円を計上しましたというこの予算の継続費の委託料、これはどこの継続費から来ているのかを教えてくださいいいですか。

〔「否決されているのに、継続費なんかあんめえ」と呼ぶ者あり〕

○7番（猿田正純君） そうなんですよ。

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） 平成2年度からの継続費となっております。

○議長（阿久津則男君） 7番猿田正純君。

○7番（猿田正純君） 平成2年度の継続費って、何の継続費ですか。

○町民課長（加藤孝行君） すみません、令和2年度です。

○7番（猿田正純君） 令和2年度の継続費っていうのは。

〔「議会で2回も修正されてゼロになっているのに、あるわけあんめえ」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） 衛生費の清掃費、不燃性粗大ごみ処理施設及びストックヤード建設事業の事業名です。

○議長（阿久津則男君） 7番猿田正純君。

○7番（猿田正純君） 総額は幾らぐらいまだ継続費って残っているんですか。

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤君。

〔「俺の記憶では、それも修正されていたぞ、その年度に」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） 1億……

〔「だから、それも修正されて、ねえわけだ、その年度に」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） 1億7,000……

〔「その年度に修正されて、ねえわけだって言うの」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） 10億円は削減したんですけれども、その残りの分です。

〔「何」「取っておいたんだ、削減して」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） そうですね。

〔「ずるいやり方だ」「10億円が何、環境センターの予算から取って、膨らませているんだ」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） いや、最初は破砕機を入れる予定で……

〔「それも否決されちゃったっぺつと言うの、修正されて」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） そうです。それで……

〔「それで、取ってねえべよ」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） 10億円削ったんです。

〔「だから、それは修正されちゃったっぺ」「2億円取っておいた」「2億円。だって、議会の議決がないと取れるわけあんめえ」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） 継続費なんで、そのまま継続……

〔「何でそれが残っているの、議会の議決もねえのに。俺の記憶でいくとあるわけねえんだぞ、だって。何で、予算が勝手に、取ってるなんていうのはあんめえ」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 今、猿田議員の質問でございますので、すみません。

○7番（猿田正純君） 4回目なんですけれども、本当に880万円のこの金額持ってきたのは、何かちらほら聞くと、ほかから持ってきているんじゃないのかなんていう話も聞きますけれども、その辺は課長、どうなんですか。

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤君。

○町民課長（加藤孝行君） ほかからは持ってきていません。不燃性粗大ごみ処理施設及びストックヤード建設事業の中の委託費です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ただいまの説明の中で、12月に臨時会やったときに2,211万円だったものが、測量と地質調査を抜いて880万円となりましたということなんですけれども、これ、仕様書の見直しを行うということで、これ、もともと地質調査と、それからこの測量って、やらなくてもよかったものなんですか。

○議長（阿久津則男君） 町民課長。

○6番（加藤木 直君） この差額の1,331万円というのはどうなの、これ。

○町民課長（加藤孝行君） 測量と地質調査は1月に行わせていただきました。皆さんに手紙は出したと思うんですが。

〔「ああ、専決ね」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） そうです、専決で。

それで、あとは、そのほかに仕様書の変更して、ここまで何とか下げました。

〔「ああ、最近やっちゃったのか」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） はい。

〔「随分安くなるんだな」「分かるように、納得……」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ということは、2,200万円だったものが880万円になりましたよとは書いてありますけれども、実際は、その差額の部分は、もう既に仕事をしてしまったということね。

○議長（阿久津則男君） 町民課長。

○町民課長（加藤孝行君） 実質、測量と地質調査は、実際300万円くらいでした。そのほかは、仕様書の技術者の部分と経験年数10年のうちに一般廃棄物の建築物を造ったことがあるというところを抜いて、その分で下がったものです。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） だったら、実際には300万円くらいでできたということであれば、1,000万円実際多かったんじゃない、2,200万円というのは、これ。当時これ、じゃ12月に通っていたら、2,200万円でやっていたんだよね。

それが800万円と、あと実際に測量、地質調査やったやつが300万円と言ったら、1,000万円くらい多いんじゃない。何で、これ。

じゃ、それ通っていたらどうなったの、それで。高い金額でやっていたの。ちょっと分からない。

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤君。

○町民課長（加藤孝行君） 実質、技術者と経験年数を抜いたという部分が大きいんですが、その部分で、その仕様書でそれがうたっていることによって、実際取れるのはコンサル業者だったんですね。それを外すことによって、普通の一般の設計のところが取れるようにはなったんですが、実際、私どもとしては、その技術者がいたほうが仕事がスムーズに進んだということなんですよ。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） だったら初めからそういうふうにやってもらいたいんだけども、これからできるだけ安くやってくださいよ。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。
ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 以上で本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る4月19日火曜日、午前10時をもって令和4年第1回城里町議会定例会が招集されますので、午前9時50分までに議員控室にお集まりいただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 3時20分閉会